

奈良保育学院

研究紀要

第 21 号

保育基礎ゼミ及び保育専門ゼミにおける保育実践力の向上を目指して

— 保育内容「環境」の視点から — 増井 啓子・阪本さゆり 1

児童文化財と領域・言葉に関する研究

— 児童文化財に関する国会の質問答弁から — 今井 慶宗 17

小学校高学年における「書くこと」の困難さに関する考察

— 5年生児童のアルファベット習得に焦点を当てて — 油布 茂子 31

日本国憲法の信教の自由・政教分離規定とイスラム法に関する国会の質問答弁の研究

..... 小宅 理沙・今井 慶宗 49

保育基礎ゼミ及び保育専門ゼミにおける 保育実践力の向上を目指して — 保育内容「環境」の視点から —

Basic Childcare Seminars and Specialized Childcare Seminars enabling learners to Acquire Practical Skills with a Perspective of “Environments” in the Ministry's Childcare Curriculum Guideline

増 井 啓 子 ・ 阪 本 さゆり
Keiko MASUI & Sayuri SAKAMOTO

要旨

令和5年度よりカリキュラム化された保育基礎ゼミ・専門ゼミの計画と意図および取組の実際を通して、学生の保育実践力がどのように向上したかを明らかにすると共に、今後もより充実した内容にすること、協力園とのよりよい関係性を構築することを目指して、どのように改善するのかを、「環境」を視点に明らかにする。

キーワード：保育観察 幼児理解 保育ドキュメンテーション 環境

はじめに

奈良保育学院では、令和5年度より保育専門職課程における学生の保育実践力の向上を目的として、新たに保育基礎ゼミ及び保育専門ゼミという講座を設定して取り組むこととなった。

2年間の履修課程の中に位置付けられた保育実習及び教育実習だけでは、十分な実践力を身に付けて保育現場に出ることが難しいことに加えて、令和5年度より学校法人白藤学園の傘下に「おおみやこども園」が入り、付属幼稚園・おおみや保育園・おおみやこども園の幼児教育機関3園が揃ったことが大きな理由である。これら3園との協力関係を構築しながら保育実践力向上を目指すことが、学院の教育環境の充実に繋がるとともに、強みとすることができれば、奈良県内の保育専門職養成機関として、より重要な役割を果たすことができるものと思われる。

初年度は、教育課程の中に位置付けられた時間の活用方法、3園との連絡調整や学生の学びの状況把握と効果的な指導方法、専門ゼミにおける保育ドキュメンテーションの作成とその効果、成果と課題を次年度にどうつなぐかという3点を明らかにすることを目標として取り組むことにした。

I 保育基礎ゼミと保育専門ゼミの目的と取り組み方

1 学生の幼児理解力を確かなものに

教育実習（第一段階の2週間）を経ている2回生において、その経験から幼児理解力がどの程度身に付けられているかを確かめてみたところ、2週間の保育実習と教育実習では、幼児を理解できるところにまで至っていないのが実態であることが分かった。そこで、幼児の特性や発達段階及び

それぞれの思いや願いがどのようなものであるかを捉えるために、保育を観察して記録を取るという基本からスタートすることにした。そして、保育観察を積み重ねる中で、視点をもって保育を観察し、幼児の思いや願いを読み取る力を身に付けられるようにする。このことは、幼児教育における幼児理解の大切さを学生に認識させることにも繋がると考えた。

そこで、まず保育基礎ゼミ・専門ゼミの意義と保育を観察することの大切さなどについて理解させることから始めることにした。

2 観察記録の取り方と振り返りの大切さ

観察記録用紙は、自由に書けるようにするために、形式を作らず、A 4 の用紙に日付と時間・場所以外、自由に書き込めるものとし、3～4 行程度の振り返りの欄を入れた用紙を作成した。また、保育を見る視点については、こちらから視点を与えるのではなく、観察者が振り返りの中で、自分はどんな視点で観察したのかという気付きと学びを得られるように、ゼミの話し合いの場（振り返り）を大切にすることにした。

自由な記述をさせようと考えた理由は、予め視点を与えると観察しようとする学生の姿勢に柔軟性がなくなることを懸念するためである。観察するという行為自体に柔軟性と一人一人の感性が働くようにしておくことで、「こういう点に注意すればいいな。」や「今日は、幼児のつぶやきを拾ってみよう。」というように、幼児の行動の捉え方や記録の取り方の工夫などが生まれ、振り返りの場での学びに繋ぐことができるのではないかと考えた。また、イラストを入れたり図式化したりしてもよいということを伝えておくことで、自分にとって分かりやすい記録としての工夫が生まれることを期待した。

一方、振り返りの場では、進行しながら言葉を添えたりポイントを確認したりする者と、発言内容を板書整理する者というように、ゼミを指導する教員の役割を分担した。そうすることで、学生の学びが整理され、観察するときのポイントや視点の置き方への気付きが生まれ易くなるのではないかと考えている。また、この時間を大切にすることによって、振り返りの大切さが学生に理解されると共に、観察力や表現力が高められることにも繋がると考えている。

3 保育基礎ゼミと保育専門ゼミとの違い

保育基礎ゼミは、保育を観察し、記録することを中心とし、観察に慣れてきた段階で、協力園の要請に応じて環境作りの実習や行事等の準備・補助にも取り組ませてもらい、体験的な学びも得られるようにする。そうすることで、協力園にとってもメリットを感じていただけるようにし、連携・協力の関係性がよりよい形に発展できるようにしていきたいと考えている。そのためには、計画のすりあわせや活動の打ち合わせなどを教員同士で行い、限られた時間をより充実したものにするよう、また、幼児と学生の信頼関係構築にも繋がるようにしたい。

保育専門ゼミでは、観察記録をとりながら、タブレット端末で幼児の行動や表情、保育の様子などを写真でも記録する。基礎ゼミで培った観察力によって、幼児の遊びや保育の中で生まれる思いや願いの変化の瞬間や、エピソードの一端を切り取り、保育ドキュメンテーションシートにまとめる。出来上がった保育ドキュメンテーションには、見出し（テーマ）を付け、写真から読み取れる

幼児の思いや願い、エピソードと共に、感じ取った幼児の成長ぶりなどを紙面にわかりやすくまとめる。

そして、まとめた要点を振り返りの時間に交流して、幼児理解を深めると共に保育者の意図や効果的な援助のあり方等についても話し合えるようにしていきたい。

Ⅱ 保育基礎ゼミ・専門ゼミでの取組の実例

1 保育基礎ゼミ・専門ゼミの計画

今年度の2回生は、前期に保育基礎ゼミ、後期に保育専門ゼミとして行う。毎週火曜日、三園に分かれて1単位時間（90分）行き、保育観察記録をとる。次の1単位時間で記録の整理と振り返りや話し合い活動を行う。記録を整理する際には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」に照らして、幼児一人一人の学びや育ちの様子を確かめるようにするとともに、どのような学びが得られたかを確かめられるよう指導・支援した。

授業計画（下表の「年間活動計画」参照）では、保育観察までのガイダンスと準備期間（4月7日～4月25日）を設定して、観察記録をどのように取るとよいのか意識づけを行った上で、取り組ませるようにした。その結果、戸惑うことなく、学生は記録を取ることに専念することができた。また、園側の保育計画との調整は、教員と園長・副園長で行い、園側の要請・要望（行事協力、園外保育の保育補助、環境実習）には、各グループで柔軟に対応するようにした。

《保育基礎ゼミ・専門ゼミの年間活動計画（各園での観察は5月から）》

回	月日	活 動 内 容	活 動 の 具 体
1	4/11	ガイダンスとアンケート	ゼミの趣旨と概要を説明。幼稚園・こども園・保育園の違いを理解させ、行き先の希望を調査（園・何歳児）
2	4/18	保育観察記録の必要性和作り方	保育観察記録の重要性を理解させるとともに、観察する際の保育の見方や記録の取り方などを指導する。
3	4/25	グループワーク	写真や動画等を活用して、幼児の姿（エピソード）の記録の取り方、グループでの振り返りの方法など共通理解をする。
4	5/2	保育観察	各園への持ち物・道順の確認、注意事項（服装や身だしなみ・言葉遣い・名札等）などを指導する。記録の取り方を各自確認しながら記録してみる。（練習）
5	5/9	保育観察記録作成	午前：保育を観察して記録（2～3人のペアでメモを取る者と写真を撮影する者に役割を分担）する。 午後：観察記録をもとにドキュメンテーションを作成し、振り返りと話し合いを行う。
6	5/16	保育観察記録作成	午前：保育観察記録作り 午後：ドキュメンテーションの作成と振り返り
7 ～	5/23	保育観察記録作成	午前：保育観察記録作り 午後：ドキュメンテーションの作成と振り返り
15	7/25	前期のまとめ	作成したドキュメンテーションをもとにKJ法を用いて幼児の姿、言葉（事実）から、育ちと学びを見取る。 ◎保育者のねらい、関わり、環境を考える。 ◎保育には様々な見方や方法があることを知る。

16	9/12	保育観察 保育補助	ドキュメンテーション作成 学びの振り返り
17	9/19	保育観察 運動会補助	ドキュメンテーション作成 学びの振り返り
18	9/26	保育観察 運動会補助	ドキュメンテーション作成 学びの振り返り
18 ～	9/26 ～10/17	保育観察 運動会補助	ドキュメンテーション作成 学びの振り返り
21 ～	11/7 ～12/19	保育記録 環境実習	ドキュメンテーション作成 学びの振り返り
29	1/9	表現活動発表準備	保育学院と三園の幼児の出番の練習、確認（ならほフェスティバル）
30	1/11	表現活動発表リハーサル	自分の出番や衣装の確認と最終打ち合わせ
31	1/12	表現活動発表会	保育学院学生と三園の幼児で表現活動を発表
32	1/16	後期の振り返り	後期の活動を振り返り、保育者として身に付けたい資質・能力についてグループで話し合う（KJ法）。
33	1/23	後期のまとめ	

これまでの授業で学んだ幼児の発達の様子や遊びの知識、保育者の援助のあり方、保育者としての視点などを念頭に置くことを意識づけた。そして、学生自身にとっても見る人にとっても分かりやすい保育観察記録を作成することを通して、保育を見つめる目を養うと共に幼児の思いや願いの表出される場面を捉え、心の動きを読み取るよう指導した。

学生は、園での観察実習や環境実習など様々な保育体験を通して「幼児を知る」ことからスタートした。中でも「遊び」を中心として観察することによって、幼児を取り巻く保育環境の意味が分かり、幼児理解へとつながっていくのではないかと考えている。様々な保育場面を観察することを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」と関連付けながら観察記録を通して保育を省察し、保育者に求められる「幼児の育ちを意識した働きかけ」とはどのようなものなのか考察するよう意識づけた。

保育記録の出発点となるのは、保育観察を行っている学生自身の心の動きである。日常の楽しいことは誰しも記録しておきたくなるのと同じように、日々の保育の中で「こんな姿が見られた」という驚きや喜びが、記録に向かう際の重要な動機となるのではないかと考える。

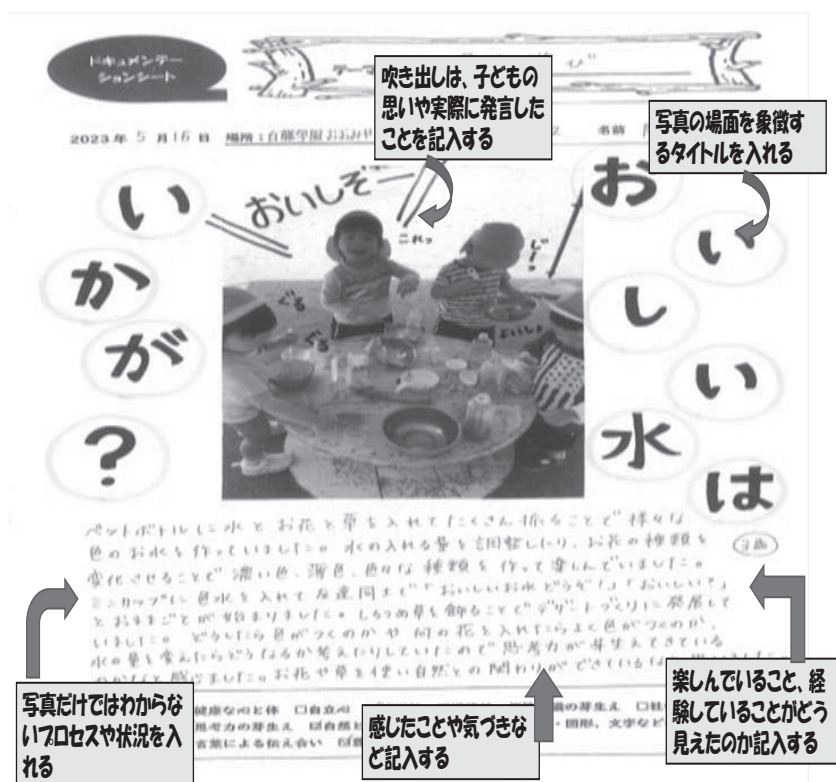
2 保育観察の記録方法

まず、記録写真と絵や図で活動のポイントを焦点化し、幼児自ら考えようとする気持ちを育むための保育者の関わりや環境構成を捉える。次に、その日の保育活動の様子を文字や絵、写真でレイアウトする。このような手順に慣れるまでは、撮った写真の中から1～2枚を選んでプリントアウトしたものを用紙に貼り、その横に簡単なメモを書くことから始めた。

保育ドキュメンテーション作成の前に、簡単に自分の撮った写真についてグループでやり取りする。なぜその写真を選んだか、振り返りでその写真を見ることによって、その時・その場での心の

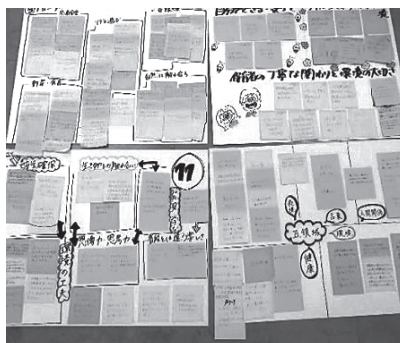


動きを探りだす手助けになる。写真を見ながらどんな場所にいたのか、遊びの状況や読み取りを説明する。グループトークで出た意見を念頭に置き、写真を配置し、実際に幼児が発した言葉やつぶやき、担当保育者の関り、自分自身が読み取ったことなど記入していく。次に作成した保育ドキュメンテーションをもとに気付きを発表する。指導者は、学びを深めるために発表に対するフィードバックを行う。こうすることにより、最初は「何を撮ろうか」と考えるだけで大変だったが、次第に幼児の姿の面白さやポイントが見えてきたようで、学生同士の気付きが深まったり、新たな発見があったりなど考えが深まっていった。毎週継続して、保育現場に行くことで、学生と幼児との対話のチャンスも生まれている。



3 学生同士の学び合いの実際

保育ドキュメンテーションの写真は、幼児が何を考え、何を体験しているのかエピソードを共有する手段であるため、回を重ねる中で、次第に状況がよく分かるように作成できるようになっていった。しかし、短い限られた時間での作成であり、学校法人内の3園でグループに分かれて保育観察を行っているため、2回生全員で保育について語り合える場を設けられていなかった。そこで、各期のまとめの段階で、付箋を思考ツールとして利用した「KJ法」を用いて、保育観察記録の作成による成果を確かめ合う場を設定することにした。具体的方法としては、まず学生を4～5人のグループに分け、学生自身が保育観察を通して読み取った幼児の姿・保育者の援助・環境構成を付箋に記入する。次に、付箋に書いたことについて理由を説明しながら出し合い、「取り皿法」を使って分類する。



KJ法の良い点は、まず自分なりに書き出すことによって「先に同じ意見を言われたらどうしよう。」といった不安がなくなるだけでなく、自分事として全員が話し合いに参加できる点にある。また、すでに自分の意見を書いているため、他の学生の意見を自分と比べながら受け止めることができる。似た意見をまとめて付箋をグルーピングすると、比較が容易になる。カテゴリーごとに内容に合った見出しを付け、まとめた結果からグループごとにタイトルを付ける。次に、グループで話し合ったことを発表し合う。学生全員が感想をコメントラベルに記入し、質疑応答を行うことによって、共有した情報をさらに深めていく。図表作成や他グループの発表を通して学んだことをも



とに再度、一人一人が自己評価を行うとともに、問題点や課題を整理することとした。グループ内での話し合いでは、学生一人一人が、自分にはなかった見方に触れ、視野を広げる機会となった。

同じ体験をしてもそれぞれ観察したポイントも異なるため、KJ法は、学生の学びを次のステップに繋ぐために有効であるといえる。こうしたプロセスが、学生自身の保育観を高めるために重要な働きをすると考える。写真という共有しやすい媒体があることで、保育ドキュメンテーションが重要なツールとなる。

しかし、今回の取組では、提案の未熟さもあり、全体的に感想にとどまっていた。また、発言しやすく互いの意見をきちんと受け止めるのに適切なグループの人数は、3～4人であることも分かった。それ以上の人数にすると、自分の意見を述べずに終わる者が出たり、グループ内での発言が聞き取りにくかったりする。話し合いに適した環境、意見を出しやすい雰囲気づくりなど、話し合いの基礎基本を大切にすることと、主体的に学び合う姿勢をつくっていくことが大切である。

4 保育ドキュメンテーションから読みとりの実際へ

記録を取るうえで大切にしたいことは、保育の考え方が「環境を通して行う保育」であり、「幼児の環境との関わりはどうか」「幼児が関わる環境はどうか」といった幼児と環境に視点を置いて写真を撮影することである。幼児の発言を大人の頭で変換して説明的に書くのではなく、できるだけ幼児の生のつぶやきや言葉をありのままに記録するように心がけることを学生に伝えた。また、生き生きとした幼児の様子を残すためには、カメラ目線の写真ではなく、それぞれの自然な姿の中から、保育者の関わりや願い、つながりたいこと、語りたいことが見えてくるのではないかと考えた。

重要なことは、幼児の姿を見つめ直し、幼児理解をさらに進めること、記録に残された幼児の行動からその意味を捉え直すこと、環境への関わりを読み取っていくことなど、学生の思考を「見える化」することである。

5 保育「環境」と保育ドキュメンテーションの関係

幼稚園教育の基本として幼稚園教育要領(2017)の総則で「幼児教育は」「幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものである」と述べている。同様に幼保連携型認定こども園教育・保育要領(2017)の総則でも「乳幼児期全体を通して、その特性および保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし」と述べている。また、保育所保育指針(2017)の総則でも(保育所の役割として)「保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている」とする。この「環境を通して」の意味を、幼稚園教育要領解説(2018)では「幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重視されなければならない」と解説している。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(2018)では「乳幼児期は心身の発達が著しく、環境からの影響を大きく受ける時期である。したがって、この時期にどのような環境の下で生活し、その環境にどのように関わったか、将来にわたる発達や人間としての生き方に重要な意味をもつ」としている。さらに、保育所保育指針解説(2018)では「幼児は、身近な人やものなどあらゆる環境からの刺激を受け、経験の中で様々なことを感じたり新た

幼児が育つうえで幼児を取り巻く環境はとても重要である。そこで、幼児にとって環境とはどのような意味をもっているのか、幼児と環境との関わりという視点から幼児の育ちを見ていくことにした。また、記録を幼児理解につなげていくためには、幼児の言動を中心に、それに付随する表情や視線などを観察するとともに、外見だけでなく内面を見ることも大切にしたい。

【学生の気づき・学び】

- ・幼児は何をするのだろうと楽しみにする気持ちで傍にしていると、幼児は様々なことを始めていく。幼児が扱いやすい砂場の道具、コーナーや台になるような高さや大きさの入れ物など、物や場、状況、ともに遊びを楽しむ友達や保育者がいることで、幼児の体験は豊かになっていく。また、夢中になる時は、言葉を超えて、友達と通じ合うものがあると感じた。ゆっくりと遊べる時間、環境が幼児の心を豊かにしていくと気付いた。
- ・また、遊びの中で水を穴の中に入れても入れてもなくなっていくという面白いことを発見した時「見てみて、面白いよ。」と幼児は驚きの声を上げる。傍で遊んでいる友達が寄ってくる。発見を共に驚き楽しむ友達がいることで、幼児はさらに環境に働きかけ遊びこむ姿が見られた。

【保育ドキュメンテーションの振り返り】

- ・幼児は身近な環境に関わり、感じ考えたことから遊び始めるので、日ごろから遊びの環境を整えていくことが大事である。
- ・幼児の発達段階に応じた砂場の道具の種類、数、遊びの時期を考えて揃えておくこと。道具の特性や扱い方を考えるなど、道具は重要な役割を果たしている。
- ・可塑性に富んだ素材、砂、水や、自然なども遊びの豊かさにつながる。
- ・ともに遊ぶ友達（同年齢や異年齢児）、保育者がいることでさらに試行錯誤や、発見、探究が深まる。
- ・幼児が主体的に関わることができる環境が大切である。

事例2 自然との豊かな関わりを実現する環境

6月 3歳～5歳児

— 花いっぱいプロジェクトを通して —





活動時は花の特徴や植え方、世話の仕方などの絵やクイズなどを学生が作成して、幼児の興味や関心を高めた。3歳児から5歳児を対象に行った。各年齢に応じて説明内容を考えた。

【学生の気付き・学び】

- ・パンジーとビオラの違い、特に3歳児は花の大きさに感動していた。5歳児は花の大きさだけでなく花びらの形や模様、花の香、根っこの様子などに興味を示した。3, 4歳児は質問を口々に発しているが、5歳児になると手を挙げて発言をしていた。
- ・植え方について、3歳児は具体的に場面ごとに説明していく必要がある。苗をポットから外す場面では、優しく、大事に外すという表現では分かりにくく、実際に保育者がやって見せる、言葉だけではなく動作も入れることで同じようにしようとする姿が見られるなど、年齢によって関りや援助の難しさを感じた。
- ・継続して幼児と関わっていくことで、水やりや草抜きをして花を育てていく大切さを感じた。幼児が主体的に関わることができる環境を作っていくことで、見付けたり気付いたりできると思った。幼児にとって身近でいつも目に付くところにプランターや植木鉢などを置くことで、幼児の興味・関心を広げられると感じた。
- ・保育者として花や野菜を育てる際には、「栽培の知識を得る」「季節を把握する」ことも大事で、栽培活動を通して幼児にどのような体験や気付きをしてほしいのか、保育のねらいや環境づくりも大切であることが分かった。

【保育ドキュメンテーションの振り返りから】

- ・一連の活動の中で何を幼児が経験し、何を感じたのか教えることに夢中になっていると保育者の指示が多くなってしまう。
- ・苗植えを通して花よりも土の中から出てきたダンゴムシや幼虫などに興味を示す幼児もいるので、栽培活動を進めていく中でたくさんの「ふしぎ」「なんで」などと思う気持ちを大切に、共に考えたり調べたりしながら学びの目を育んでいくものだと感じた。
- ・実際に種や苗の状態から見て、日々触れて観察することで、多くの気付きや発見につながる。
- ・栽培活動を通して繰り返し継続的に関わることで、その物の特徴などが分かる。また、どうすれば花が咲いたり実がなったりするのか毎日観察したり調べたりするなど、家庭でも話題にすることで興味が広がっていき、お互いに伝え合うなど、思考力の芽生えにつながっていく。

○その後の活動として (かぶの種まき)



事例3 運動会に向かう活動

9月 5歳児

自分のやりたいことに向かって、のびのびと遊びを楽しんでいる。保育者は、認めたり、励ましたりして、友達と共通の目的をもち、運動会に向けて挑戦しようとする気持ちを大切にしている。

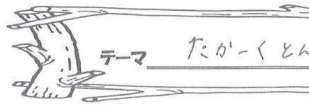
練習中は「みんなとっても上手だね!」「家族にはやく見てもらいたいね!」など、幼児のやる気を引き出すような声掛けや、運動会が待ち遠しくなるような関わりが見られる。5歳児では、幼児同士が力を合わせて達成できるようパラバルーンや少し難しいフラッグなど取り入れられている。

また、全員で取り組む意識をもたせるために、5歳児にプログラムの紹介や道具の出し入れなどの役割を任されている。練習を通じて助け合いの気持ちが芽生えたり、目標に向かって努力したりと、友達と力を出し合って協力する姿が見られた。幼児の好奇心をとらえ、やってみたいという意欲を引き出すためのきっかけづくりから始まり、練習の過程を通して、徐々に幼児の思いを引きつけ期待感が膨らむようにしかけていく様子を記録した。

(健康な心と体)

やる気をもって
友達と楽しく取り
組む。

ドキュメン
テーション
シート



(豊かな感性と表現)

大勢の人の前でリズム
やフラッグ、バルーン
を楽しむ。

記録者
学籍番号

23年 9月26日 場所: おおけやこども園

たかーく とんで

(思考力の芽
生え) 旗のデ
ザインを考え
たり案内のプ
ログラムを考え
たりする。

前回見た時より、動きが
大々的になり、子ども達から、
自信が感じられました。
次の練習を頑張ったので
思っています。



(道徳性・規範
意識の芽生え)

決まりやルール
を守る。自分の
気持ちを調整し
力を発揮する。

(社会生活と
の関わり)
家族の応援、
年長児の係活
動



3、4歳児の玉入れの練習は、
5歳児が、ボールの箱を運んだ。
円から出た玉を戻した。一歩ずつ
進んでいきました。その間に、5歳児が3歳児に
玉を渡している姿が見られ、お互いに
意識が芽生えていると思いました。

(自立心)
競技に挑戦す
る。
あきらめずに
やり遂げる、
達成感を味わ
う、自信をも
つ。

運動会の練習で運動場で、3、4歳児が、バルーンやフラッグ、ダンス、
玉入れの練習を行いました。5歳児のバルーンでは、昇降台の「上、下、
かけ声に合わせてバルーンを両手が持ち、上に上げたり、下げたり、色や7枚を
披露していました。最後の大技の準備のキウキウボールを、上げてあげた時、
とても高く飛び、3、4歳児から、「おー」や喜びの声が聞こえてきました。5歳児は
高く飛んだキウキウボールを見、喜んでいました。最後にこの技を、
たくさんすることによって、見どころもあり、準備も出来たと感じました。
みんなが一つのことをする仲間性、とれたら、バルーンやフラッグに、気がまわ
り、ボールが高く飛ぶ、おぼろげに考えることで、思いやり向上につながると思
いました。

(協同性)
相談したり
気持ちや力
を合わせた
りする。

(自然との関わり、生命
尊重) 園庭での活動で、
バルーンの際は、特に天
気や風に関心をもつ。

道徳性・規
範意識
・生命尊重
と表現

(言葉による伝え合い)

チームの相談で意見を言う、
様々な場面で友だちと声を掛け
合う、応援をする。

【学生の保育ドキュメンテーションのまとめ】

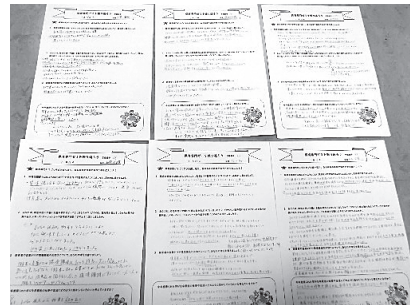
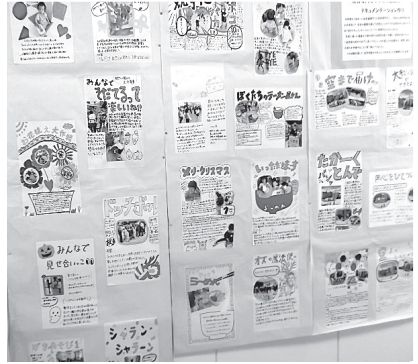
学生の保育ドキュメンテーションを通しての学び

(原文を一部抜粋)

- ・保育ドキュメンテーションについては、どうまとめたらみんなに分かりやすく見やすくできるのか、写真の位置や、テーマ、レイアウトなど工夫した。・ゼミで行くごとに、幼児の言葉や行動に視点を置いて見ることで、次に向けての言葉がけのタイミングが分かった。
- ・幼児の視点から物事を捉えることにより、何に興味をもっているのかなど、以前より分かるよ

うになった。10の姿と比較することで経験している内容が分かるようになった。

- ・ 保育を観察する際、幼児の表情などから気持ちを読み取り、記録することを意識した。
- ・ 保育ドキュメンテーションを作成する際に、幼児がつくった作品に対して、幼児の言葉を想像し吹き出しを書いたり、気持ちを表現するのに吹き出しを活かしたりした。
- ・ 保育者は、幼児にどのように育ってほしいと思って行動しているのか、どのような思いで言葉がけをしているのかなど、気を付けて観察することで、10の姿と結び付けて観察できるようになった。
- ・ 保育ドキュメンテーションを作成する際に、幼児が発した言葉が分かりやすいように吹き出しの形を変えた。
- ・ 幼児の姿の何を観察するのか、なぜこう思っているのかなど、幼児の思いを推測することで、より学びが深まった。
- ・ 保育専門ゼミでは毎週幼児と関わることができたので、季節の環境や、季節の幼児の遊びなどよくわかった。また、幼児の姿を常に意識することで、幼児がなぜそのような言葉を発したのか、動きや表情を読み取ることで、幼児同士の関係性や、保育者と幼児との関係性など理解できるようになった。
- ・ 保育ドキュメンテーションを作ることによって、やって終わりにせず、グループで振り返りをするすることで、いろいろな角度での物の見方や考え方があったことが分かった。
- ・ 保育ドキュメンテーションは、写真を通して幼児の活動過程を見える化しているため、育ちや学びに結び付けやすく、幼児理解が深まった。



Ⅲ 実践力の向上と評価および成果と課題

1 実践力向上の検証

保育基礎ゼミと保育専門ゼミが奈良保育学院のカリキュラムに入ったのは今年度初めてのことである。そのため、取り組んだことの成果として、はっきりした検証の結果が十分存在するわけではない。しかし、保育ドキュメンテーションの作成過程において、文章表現力や幼児の見方に変化が表れていると感じている。例えば、幼児の表情から自信をもって取り組んでいる様子を感じ取ったり、保育者の意図が表れていることをとらえられたりできていることが、保育ドキュメンテーションのコメントの中に記述されている。このような変化を実践力向上の表れと価値づけたいと考える。次年度以降、様々な場面での活躍ぶりからさらに検証できることを期待したい。

2 評価

① 自己評価

保育ドキュメンテーションには、「幼児の育ちの読み取り」を記録する。そのため、このシートに記述されている内容で学生の実践力の育ちが評価できる。幼児理解がどこまで出来るようになったのか、思いや願いを読み取ってどのような援助ができたのかを、自分なりに評価させたい。

実際に保育者となった際には、自分の保育を省察し保育を改善するところまで求められるという点も踏まえ、これからも保育ドキュメンテーションの作成に取り組ませていきたいと考えている。また、仲間と共に保育について語り合う機会を大切に、自分なりの保育観が育つよう、また、保育専門ゼミの振り返りを大切な活動として学生が捉えられるよう指導したい。

② 学生の学びの姿の評価（評価規準の設定）

学生が保育基礎ゼミ・保育専門ゼミの学習にどのように取り組んでいるかを、評価するため、下表のような評価規準を設けて評価することにした。

《保育基礎ゼミおよび保育専門ゼミにおける評価規準について》

	知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
1 回 生	○保育記録を取る意味を理解し、自分なりに工夫して分かりやすく記録を取っている。 ○幼児が身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり考えたりしている姿に気付くことができる。	○幼児の遊ぶ姿や生活の様子を観察することを通して、幼児の思いや願いを読み取ったり保育者の意図を感じ取ったりしている。	○保育観察を通して、自分自身の保育観や保育力を高めていこうという思いをもって取り組んでいる。
2 回 生	○自分なりの視点をもって保育記録を取ることができ、工夫して分かりやすく記録を取っている。 ○幼児が身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり考えたりしている姿に気付くことができる。	○幼児の遊ぶ姿や生活の様子を観察することを通して、幼児の思いや願いを読み取ったり保育者の意図を感じ取ったりしている。 ○観察記録をもとにして、幼児の成長やストーリー性を感じたエピソードを切り取って、ドキュメンテーションを作成することができる。	○「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」に照らして、幼児一人一人の学びや育ちの様子を確かめるとともに、自分自身の実践力向上に取り組んでいこうという意欲を高められている。

3 成果と課題

① 成果

- ・観察記録として保育ドキュメンテーションを作成したことによって、学生は観察の視点を明確にもてるようになった。また、その結果として、幼児の思いや願いを読み取る力を身に付けることにつながったといえる。
- ・保育基礎ゼミや専門ゼミの時間に対して、当初は意欲的な姿があまり見受けられなかったが、前期の後半になると幼児に会えることや、どんな保育が見られるのかという期待感などが感じられるようになった。
- ・初期は、事実だけの記録にとどまる観察記録であった。しかし、徐々に学生個人の個性と工夫が感じられる記録へと変化していった。環境構成をイラストで表現したり、遊びごとに枠で囲んで全体を記録したり、記録用紙の裏側にまでびっしりと書かれるようになった。
- ・写真で記録することで、記録を整理する際の学生同士の楽しげな対話が生まれ、保育ドキュメンテーションにどのように表すと分かりやすくなるか、相談する姿が増えた。
- ・見出しの付け方を指導することで、保育ドキュメンテーションが生き生きとしたシートになった。イラストを入れたり着色したりという変化も現れ、楽しく保育ドキュメンテーション作りが進められていくようになっていった。
- ・手当たり次第に写真を撮影するというよりは、幼児の活動の様子をよく見て場面を選んで撮影していることが伝わってきた。保育を見る目の育ちが感じられる。
- ・徐々に幼児と学生の関わりも増え、互いに会えることを楽しみにしたり別れを惜しんだりする姿に変化した。
- ・幼児の作品の掲示や壁面構成、砂場の整備、畑作りなどの環境実習も体験させて頂くことができ、教育実習に向けた意欲や意識の高まりが感じられた。
- ・保育の観察を通して、年齢による発達段階の違いをはっきりと認識できた。座学での学びで得た知識が、保育観察によって実感を伴う理解に変化したといえる。

② 課題

- ・園との打ち合わせの時間を十分確保できず、とにかく観察して帰ることになってしまうことが多かった。取組が初年度で手探りになりがちになることは予想されたことであるが、コミュニケーションの大切さを思い知らされた。
- ・2コマ目の授業時間であるため、幼児の自由な遊びの姿を観察する機会が少なく、設定された保育の観察が多かった。様々な場면을観察させていただけるよう、次年度は時間設定の改善が必要である。
- ・学生のグループワークの機会を増やし、互いが学び合うことと同時に話し合う力の育成も必要である。
- ・指導する教員の学ぶ姿勢や意識のもち様が問われると感じている。このゼミを通して、学生にどのような力を身に付けさせるのか、保育ドキュメンテーションを作成する意義は何なのかを共通理解しておくことが大切である。

おわりに

今年度の保育ゼミは初年度ということもあって試行的な側面の強い取組となった。しかし、保育ドキュメンテーション作成時にみられる学生の表現力の育ちは大きく、それなりに成果があったと手ごたえを感じている。学生の気付きや学びから読み取れる幼児理解力の伸びについても同様に、保育観察を積み重ねることで、保育のどこをどのように見取るとよいのかを口頭で伝えるより、実体験を伴う中での自分なりの見方考え方の育ちとして身に付けられたと評価できる。

次年度は、この取組が協力園にとっても学院にとっても意義のあるものとなるよう、組織間の連絡調整やコミュニケーションがスムーズに行えるよう、工夫したいと考える。

参考文献

文部科学省（2018）幼稚園教育要領解説

厚生労働省（2018）保育所保育指針解説

内閣府、文部科学省、厚生労働省（2018）幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

小学館（2020）日本版保育ドキュメンテーションのすすめ

新評論（2018）スウェーデンに学ぶドキュメンテーションの活用

児童文化財と領域・言葉に関する研究

— 児童文化財に関する国会の質問答弁から —

Study on child cultural assets and domain “words”

- From question and statement of the Diet about child cultural assets -

今 井 慶 宗

Yoshimune IMAI

要旨

幼稚園・保育所における領域「言葉」や言葉の指導に関しては、児童文化財も多く用いられている。この児童文化財の意義や幼児教育・保育との関連を探るため国会における児童文化財に関する質問答弁を整理し、児童文化財と幼児教育・保育の上での幼児の言葉やその指導との関連について考察した。国会の質問答弁で取り上げられている内容は幼児でも年長以上の子どもが親しむことが可能な児童文化財についてであり、幼稚園教育要領の領域「言葉」の「内容」で登場する「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」や、「内容の取扱い」で書かれている「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」というものとはやや次元を異にする議論となっている。

Keyword：児童文化財 言葉 言葉の指導

I. はじめに

本研究は、児童文化財と領域「言葉」の関連について検討するものである。幼稚園・保育所における領域「言葉」や言葉の指導法に関しては、児童文化財も多く用いられている。この児童文化財の意義や幼児教育・保育との関連を探るには国会における児童文化財に関する質問答弁を整理し、幼児教育・保育との関連性を明らかにすることも有効であると考えられる。

駒井美智子編『保育者を目指す人の保育内容「言葉」』（第2版）¹⁾によれば、児童文化とは「子どものための文化活動や運動の総称であり、子どもが健全に発達し、よりよい未来を築いていくためには、どのように子どもを取り巻く環境を整え、いかにして子供の成長・発達を促していくかを考えていく文化」である。同書では、絵本、ストーリーテリング、紙芝居、言葉遊び、伝承遊び、詩、ペープサート、パネルシアター、エプロンシアター、人形劇、劇遊びの11種類が挙げられているが、これに類するものを含め、児童文化財として取り上げられることが多いであろう。

児童文化財に関する研究は、例えば島田知和「児童文化財を学ぶ意義に関する一考察－領域「言葉」におけるモデルカリキュラムと授業実践を中心に－」²⁾のようなものもあるが、日本の国会における質問答弁を整理した先行研究は管見の限り見当たらないようである。

まず国会における児童文化財に関しての質問答弁を整理し、そこで表れた議論が幼稚園・保育所における領域「言葉」とどのように関わっているかを考察する。

Ⅱ. 児童文化財やそれに関連する規定等

1. こども家庭審議会令

こども家庭審議会令第5条第1項により児童福祉文化分科会が設置されている。この分科会は、児童福祉法に基づく児童福祉文化財の推薦等に関する審議などを実施している。

この審議会は第1回が令和5年5月30日に開催され、児童福祉文化分科会運営規則・児童福祉文化財推薦勧告に関する規定・特に優秀と認められる児童福祉文化財の選定に係る分科会内規・議事の公開及び配布資料の取扱い等について審議が行われ決定している。

2. 幼稚園教育要領及び保育所保育指針

幼稚園教育要領では領域「言葉」に関して2「内容」(9)は「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」、3「内容の取扱い」(3)は「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」としている。

保育所保育指針では、「1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」のエ「言葉」の(ア)ねらい③で「絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる」、(イ)内容④で「絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ」と定める。同「3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」ではエ「言葉」(ア)ねらいの③で「日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる」、(イ)内容⑨で「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」とする。また「3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」の(ア)ねらい③では「日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる」、(イ)内容⑨では「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」、(ウ)内容の取扱い④では「子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること」と規定している。

3. 指定保育士養成施設指定基準、幼稚園教員養成課程のモデルカリキュラム

平成30年一部改正後の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(別紙1)指定保育士養成施設指定基準「別添1」の「科目」保育内容演習の中で「言葉」は「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」とされている。

幼稚園教員養成課程のモデルカリキュラム「幼児と言葉」の全体目標は「当該科目では、領域「言

葉」の指導の基盤となる、幼児が豊かな言葉や表現を身に付け、想像する楽しさを広げるために必要な専門的事項に関する知識を身に付ける。」となっている。「幼児と言葉」のモデルカリキュラム（３）「言葉を育て、想像する楽しさを広げる児童文化財」では「一般目標」として「幼児にとっての児童文化財の意義を理解する」、「到達目標」として「１）児童文化財（絵本・物語・紙芝居等）について、基礎的な知識を身に付ける」「２）幼児の発達における児童文化財の意義について理解する」がある。なお、モデルカリキュラム「保育内容「言葉」の指導法」の全体目標は「領域「言葉」は、「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」ことを目指すものである。幼稚園教育において育みたい資質能力について理解し、幼稚園教育要領に示された領域「言葉」のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深め、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。」とされている。

Ⅲ. 国会の質問答弁

児童文化財について国会の本会議・委員会において取り上げられた内容を論点ごとにまとめて整理すると次のようになる（一部要約）。

1. 推薦・勧告

昭和24年5月10日衆議院本会議では討論の中で議員が「（児童福祉法）改正では、出版物や、おもちゃ、遊戯等の広汎な児童文化に対する官僚統制をも企図していて、もしこれが一方的な考えをもって行われるならば、児童をかつての軍国主義の文化統制が毒したと同じように、ファッショ的、植民地的な文化統制が行われる危険がなしとは言えない」と発言している³⁾。

昭和24年5月10日参議院厚生委員会では厚生省児童局長が「児童が学校における間、家庭における間、或いは又学校と家庭を除いた社会における間に如何なることを実施しておるか。如何なる遊びをしておるか。如何なる書物を見、如何なる環境におるかという問題についていろいろ調査しておるが、そういう問題になると、結局児童の環境という問題になるが、その中で出版物の関係、映画の関係、或いは紙芝居とか、或いは玩具の問題、これは年齢層により、この点が多少重点が違うが、そういう問題が児童の問題の中で一番大きな問題であると深い関心を持っている。これをどう法律上取扱うかとなると、法律上の規定としては、今度は改正法に上っておる程度の推薦、勧告が、現在の民主日本国家においてはこの程度が適切ではないかと考えて立案した。ただ法律条文としては、今の推薦とか勧告ということで一条文になっているが、この条文によって考えておる考え方は極めて大きな関心を持っておることの一部の現れとして、法律上の形式としては一条文となった。児童文化としても、児童の出版物がどういうふうにして、どういうふうな紙を以てどういうふうな影響を与えておるか。或いは児童映画に余りいい映画が製作されておらないとか、従ってどういう問題についてどういうふうになすべきか、これらのすべての問題について、又それに従事しておる、例えば紙芝居の問題ならば、それに従事しておる職員の素質の問題、指導の問題、こういう問題についても極めて深い関心を持っており、父兄によっては、大体或る程度はこういう問題について、指導

面においても相当の効果を挙げておる父兄もあるが、今回この問題を取上げたのは、我々としては児童をめぐる環境が、児童の本当の育成のために極めて重要な影響があるということに深い関心を持ち、法律の条文としては極めて簡単な条文であるが、その根ざす根拠は深い考慮の下において我々はこの指導に当たっている。これらの問題は主として法律条文よりも、如何にしてこれを運営指導するかという実際の活動に将来かかっている」と答弁している⁴⁾。

昭和26年6月1日参議院厚生委員会では「児童福祉審議会で児童の文化について推薦をしたり児童の文化財について勧告をしているが、この実際の効果はどんな模様か。児童福祉審議会が児童のためにいい文化財だといって推薦されたものが、非常に理解を受けて行われておるとか、或いはこれは不良であるから児童のために悪いといって勧告したようなものは、その後廃されておるとかいったような実際の効果がどう上っているか。又本省ではそれを取上げてどういう対策をしているか」という質問があり、厚生省児童局長は「この条文の運用はうっかりすると文化統制になるのではないかということもあるので、非常に慎重を期していて、殊に中央児童福祉審議会は非常に慎重な態度をとっている。現実には推薦を始めたのはまだそう古くない。しかしすでに相当数の書籍その他のものを推薦している。なお勧告はまだしていない。中央児童福祉審議会、それから地方の都道府県の児童福祉審議会も大体推薦しているように承知している。推薦したものの周知方を図り児童福祉施設その他ではさようなものを読むように、或いは購入するよう努力をし、又一般にもその周知方に努力をしている。併しながらそれがその推薦のためにこれだけの効果が一般的に上った、一般の読者にこれだけの効果が上ったという的確なものさしは持っていない。従ってどの程度の効果が上ったかを数的に言うことは不可能である」と答弁している。また「文化財の勧告で中央審議会の委員の勧告が別に大した効果を挙げていないということを聞き、非常にこれはさびしい思いがするがそうした方面にどの程度の、将来計画を立てるつもりか」⁵⁾という質問に対し、厚生省児童局長は「勧告は中央児童福祉審議会としては、実は今日までまだ1件もしていない。その事情は勧告をする前に業者と話し合っ、よくないものは作らない、例えばおもちゃで悪いものがあるとなれば、業者の団体等に働きかけて、勧告に行かない前にむしろ懇談的に話を進めた方がいいし、勧告してもこれは罰則規定がない。結局勧告をしたというだけであり、この勧告をすることが果してどれだけの効果が上がるかどうかについても、さような点からも若干の疑義もある。今日までいろいろ論議があり、推薦は相当多数しているが勧告はしていない。子供クラブとかいろいろ子供の余暇を正しく活用せしめる組織の普及に努力を重ねている」と答弁している⁶⁾。

昭和28年7月13日参議院内閣委員会では文部省社会教育局長が「中央の会合としては、児童文化会議を年に1回もち、不良の児童文化財の追放と同時に、優良児童文化財の推薦というような問題、或いは映画の問題、紙芝居の問題、いろいろあるが、そういうことについて全国の知能を集めて実際の措置をとり、例えば紙芝居やの改善自粛を図ることに相当の功績を上げている。又青少年演劇の指導、青少年音楽の指導、或いは映画の審査も文部省として行なっているが、最近から始めた仕事としては教育放送を7月から始めているが、これも青年に特に聞いてもらって一般的な教養の向上を図ることを主眼においている」と答弁している⁷⁾。昭和29年5月31日衆議院法務委員会でも文部省社会教育局長が「文部省としても、児童文化会議を毎年招集していて、児童文化に関係するいろいろな文化財がある、たとえば紙芝居とか映画とか絵画、雑誌その他の関係者、これは役所関係

のみならず、その方面の職業に携わっている人が集まり、少年の善導を通じて、幾らかでも社会風紀の維持のために貢献できるように努めて来ている」と答弁している⁸⁾。

昭和61年3月24日参議院予算委員会では厚生大臣が「厚生省としても、特に最近は優良の児童文化財の普及という意味で、児童の健全な育成上有益な優良図書であるとか映画であるとか演劇というものに対する中央児童福祉審議会の推薦など、積極的にこういう性教育の問題について今やっている」と答弁している⁹⁾。

平成11年2月3日参議院国民生活・経済に関する調査会では厚生省児童家庭局長が資料「児童の健全育成について」に基づき報告し、この中で子どもの心身の健全育成に関する施策について「特に年齢ということで行っている施策であるが、児童福祉文化の向上ということで、中央児童福祉審議会の中に文化財部会を設けて、毎年、児童文化財の推薦を行っている。児童劇あるいは児童文学、絵本、児童映画等ですぐれたものを推薦する。こういったものについて、優良児童劇巡回事業も行っており、積極的に子供たちの自発性なり情操の涵養を図ることにしている」としている¹⁰⁾。

平成19年3月15日参議院厚生労働委員会では厚生労働大臣が「乳幼児のころから芸術的な環境に触れることは健全育成の上で重要ではないかという指摘は、そのとおりだと考えている。そうした機会も日本の中にもあるが、厚生労働省としては、これまでも社会保障審議会の福祉文化分科会において、幼児を含めた児童を対象として演劇、映画、図書などの児童福祉文化財の推薦は行っている。今後とも、この推薦活動を通じて、児童福祉文化の振興に努めたい」と答弁している¹¹⁾。

2. 表彰

昭和24年12月1日衆議院考査特別委員会では厚生省児童局長が「中央社会福祉審議会において、児童福祉大会における表彰の問題がいろいろ論議された。従来は社会事業とか、児童の福祉に非常に功労のあった人を表彰するのが習わしであったが、こういうような大会において表彰するのは、もっと広範囲のものでなければならない。児童福祉に功労のあった人ばかりでなく、児童文化の面からいっても、非常に児童福祉思想の啓蒙に役立つような映画あるいは著書というものがあれば、この大会において厚生大臣から表彰するのが、非常に将来の児童福祉の啓蒙に役立つのではないか、こういうものも取上げなければならぬという問題が起きて、これが取上げられた」と答弁している¹²⁾。

3. 不良化防止

昭和24年11月11日衆議院法務委員会では厚生政務次官が「青少年不良化防止については、常に一般家庭の啓発、児童福祉司、児童委員の活動の促進等に努めているが、今回の青少年保護育成運動に当たっては、都道府県を督励して、児童相談所の巡回相談、児童福祉司、児童委員の家庭訪問、子供会、児童指導班の結成促進、優良児童文化財の推薦等を重点的に実施したい」と答弁している¹³⁾。昭和25年4月21日参議院本会議では厚生大臣が「児童の環境改善については、児童の不良化の原因として環境の及ぼす影響が極めて大きいことを考えて、その改善に努めて、優良な児童文化財の助長等を指導しておる」と説明している¹⁴⁾。昭和25年11月28日参議院本会議では厚生大臣が「青少年不良化防止問題については、過般内閣に青少年問題協議会が設置され、関係各省の緊密な連繋の下に対策を進めている。厚生省としては、児童厚生施設、児童相談所等の整備、生活扶助教育扶助の

支給、児童文化財の推薦等に努めて不良化防止に努める」と答弁している¹⁵⁾。

4. 補助事業・予算

昭和33年3月19日参議院地方行政委員会では「文部省で子供が学校から帰ってからの環境、遊び場などの問題もあろうし、児童文化財の問題についてどういうことをしているのか」という質問があり、文部省社会教育局長は「世間にはいろいろいわゆる不良文化財が青少年に悪影響を及ぼしているので、特に映画が非常に子供にも影響が深いという観点からして、いい映画を子供になるべく見せて、悪い映画に近寄らせないような積極的な工夫も必要だと考えるので、映画の選定、その選定映画を各地方地方の子供にも十分見てもらう機会を与えることが必要である。地方にも補助を出してしているが、さらに昭和33年度から新しい試みとして、東京の一部では現に実施されているが、そういった子供たちのためにいい映画を提供する機会を作るために、いわゆる一般の映画館を利用して早期興行を実施したい。これはたとえば、日曜日等において、一般の映画を上映する前を借り切り、団体的に学校の子供あるいはその他の青少年が、教育あるいは文化映画を見る機会を持たせたい。こういうようないろいろな方策を考えながら進めている。昭和33年度から若干予算を計上して新規にやろうとしておる事業である」と答弁している¹⁶⁾。

平成元年11月10日衆議院決算委員会では文化庁次長が「子供劇場、親子劇場というのは、すぐれた生の舞台芸術の鑑賞あるいは子供の自主的な文化活動を通じて子供を健全に育てることを目的として、地域の住民が結成している鑑賞団体と承知している。文化庁が芸術文化振興の観点から補助対象としているのは、芸術団体自体が行う公演事業あるいは芸術関係の資料の整備の事業であり、個々の鑑賞者あるいは鑑賞者の団体をとらえて補助対象としていないし、できない。しかし、子供劇場、親子劇場の全国組織である連絡会では、児童文化の向上のための児童文化資料編さん事業を行っていて、これに対して、文化庁としては工夫をして長年補助をしている。財政状況が大変厳しいが、今後ともその予算の確保には努力したい」と答弁している¹⁷⁾。

平成11年2月9日衆議院文教委員会では文部政務次官が、平成11年度予算における主要な事項について説明する中で「文化の振興について、文化立国の実現を目指し、アーツプラン21や地域こども文化プランなど芸術の創造・こどもの文化活動の推進、文化財の次世代への継承・発展、新たな文化拠点の整備など、文化発信のための基盤整備等を図ることとしている」としている¹⁸⁾。

平成12年3月6日参議院国民生活・経済に関する調査会では文部政務次官が平成12年度予算案について「子供たちが文化活動や文化財に触れる機会を充実する地域こども文化プランの推進を図る。関係の経費、8億6,800万円を計上している」と説明している¹⁹⁾。

5. 子供の日

昭和24年4月18日参議院厚生委員会では財団法人日本社会事業協会理事長が「社会事業協会の概要と共同募金の概要について説明する。「子供の日」の運動が各方面にわたって展開されるが、この機会に社会事業協会においても全面的にこれに協力して、児童福祉のために貢献したい。殊に児童福祉の、児童文化財の蒐集、配付を考えていて、児童福祉施設に対して、図書その他の文化財を各方面から集めて、配付したい」と説明している²⁰⁾。

6. アニメーション

平成9年12月24日衆議院通信委員会では「現代の子供の文化の1つであるアニメーションが、大人のビジネス、いわゆる金もうけの手段になっていること、つまり日本の子供文化のあり方の問題である点とのかかわり合い」について質問があり、参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）は「アニメをビジネスの手段と見るか、あるいは子供文化と見るか、私は、基本的に子供文化と思っている。日本のテレビの国産第1号は、あのときはアトムであった。このアトムが子供たちにどれだけの夢を与えたか。手塚治虫の作品は、その後「ジャングル大帝」も出だし、長編のアニメの中には、野坂昭如原作の「火垂るの墓」というものもある。歴史的な事実を述べながら1つのストーリーを展開するという手法もあるし、幻想的というか、空想的な事柄を紹介していくことで、飛躍はあるが、子供たちに夢を与えることからすると、アニメ制作は、日本の子供文化を養成するために必要な手段であると思っているし、ビジネス手段であるかどうかは、これは結果として子供たちがそういうグッズを必要とするというニーズがあるときにこたえるということであって、当初からあくまでもビジネスと考えている放送事業者はないと思っている」²¹⁾「視聴率競争があるのかどうかは、制作者がそこまで考えているかどうか理解しかねるが、先ほど子供の文化ということで答えたとおり、制作者の中には、こういう新しい手法もあるではないかということをそれぞれ放送基準を頭の中に入れながらつくっていて、今回、最後の4秒間が問題になっているが、赤と青の原色を利用したことについて、ある程度インパクトを与える映像表現として制作者は考えたのではないかと思う」と答弁している²²⁾。

平成9年12月25日参議院通信委員会では質問の中で「ナイーブなマスコミの超過敏の報道が先に行って、子供文化がつぶされかねない」という発言がある²³⁾。また「ウォルト・ディズニーの漫画で本当に感激して、アメリカの子供文化のすぐれていることに接した。あの後アトムが出てきて、手塚治虫、オリンピックの前。今ドラえもんが、きょう聞くとところによると759回つながっている長い番組だと。特に、鉄腕アトムは全世界に回っている。東南アジアでは鉄腕アトムの歌を知らない子供はいないというぐらいに各国語で、「北国の春」と鉄腕アトムは有名だと言われている。そういう中で、子供の文化を、アニメーションとかゲームを通じてやっぱり守ってやらなくてはいけないという気持ちがある。そのすぐれた作品を守るという点では、今ここで過敏な反応をして、ポケモンにしても当たるは当たるなりの、激しい、関西風と言うようなやり方を、ただ非常に生理的に激しい手法をとったというだけではなくて、筋とか子供がおもしろがるようなきちんとしたコンテンツになっている。そこは高く評価してもらいたい。ウォルト・ディズニーの白雪姫がいつできたか調べてびっくりしたが、昭和13年にできた。昭和13年にアメリカではアニメの世界がスタートしている。私たちはたまたま縁がなく昭和25年に日本版の文字が入ったものを見ることができた。この世界は意外に、日本はすぐれていると言われるが、技術者の後継者が育たないとか、それからアニメの制作会社では蔵建てというのがなかなかできないとか、難しいようである」「日本はアニメ王国として非常にすぐれた技術と伝統があり、これは小学館などもグッズをうんと使っているから、テレビ東京ももう少し制作費を奮発するような交渉もしてほしいが、国もこういう子供の文化、アニメ文化に対するもっと積極的な政策を出して、これを育てることをこの機会に努力して、事が去ったら忘れるということであってはいけなないので、そういう方向でお互いに努力していきたいと

思う」という発言もある²⁴⁾。

平成10年4月9日衆議院通信委員会では「アニメをビジネスの手段と見るのか、それとも子供の重要な文化と見るのか、テレビ局の根本姿勢が問われている問題だと思う、と聞いた。改めて、ビジネス手段と見るのか、それとも子供の文化と見るのか」という質問があり、参考人（株式会社テレビ東京代表取締役社長）は「アニメは、あくまで子供の文化に資するものとして見ている」と答弁している。また、「アニメが子供の文化であるという点では、そのとおりだと思う。子供の文化ということでアニメを大いに普及することはいいことだと思っているが、現実はどうか」という質問に対して、参考人（株式会社テレビ東京代表取締役社長）は「ポケモンが収入的にも株式会社テレビ東京の主要な番組であるのは確かであるが、これを私どもが、例えばゲームと組んで、おもちゃ屋と組んでいろいろやったことはない。私どもはただ放送をしておる。文化であるという認識を踏み越えて、どこかにメディアミックスであるという手を出しているという実態はない」と答弁している。質問の中で「今回の事件を引き起こした光の刺激、これは大人のプロデューサーは見逃したようであるが、大人の目から見て問題ないと思われる表現方法であっても、ぜひもう一度子供の健やかな成長という観点から検討し直す、今回の事件をこういう機会にするべきだと思う。そのことがアニメを子供の文化として、ポケモンにしても、多くの子供や親の支持が得られるすぐれたものになると考える」という発言がある²⁵⁾。また「メディアミックスの台頭が子供の文化としてのアニメのあり方をゆがめるものではないかと懸念しているが、民放連としてはこの状況についてどう考えるか」という質問があり、参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）は「アニメの子供文化は、妖怪物とか科学物とかヒューマン物とか十何種類に分類して書いたものはあるがたまたまポケモンの問題は、21世紀を控えて、宇宙科学というか、今の子供たちは非常に科学技術に対して興味を持っていて、我々の世代とは少し違うという感じを持っている。その番組に関連して人気商品という形で開発されていったのではないかと。メディアミックスという感じからいえば、最初からそれをねらっているということは、必ずしもそう思わない」と答弁している²⁶⁾。さらに参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）が「アニメーションはあくまでも子供文化であって、子供文化を破壊するような商業行為に走らないように十分留意しながら検討する」と答弁している²⁷⁾。

平成10年4月14日参議院交通・情報通信委員会では質問の中で「[もののけ姫]などは、徳間とディズニーで組んでセルビデオで5,000万本売ると豪語しているが、1つ当たれば問題になったメディアミックスのような広範囲に4,000億市場が待っている。それにもかかわらず、子供の文化と言われるアニメ制作に、片や2時間の番組かもしれないが3億5,000万かけて、片方は2,000万円で作る。ディズニーの漫画やそういう漫画でこういう事件が起きたのかと、こういう業界の体質を感じる」という指摘がある²⁸⁾。

7. 幼稚園・保育所でのおもちゃの指導

昭和52年4月4日参議院予算委員会では文部省初等中等教育局長が「(昭和47年のおもちゃの)調査の結果を関係の人々に連絡し、そして教育活動の改善の1つの資料にしまわう意味で、たとえば全国的に幼稚園の教育課程研究大会を文部省は毎年開催しているが、その場においてこのような内容を取り上げてもらう、あるいは、民間の幼稚園関係者の団体があるが、その段階でまたこう

いう調査を受けて自主的に幼稚園のおもちゃはどういうものであるべきかというような研究をしてもらうことをして、文部省としては、幼稚園の段階においてどのようなおもちゃを使わせることが、またその使い方をどう工夫することが最も教育的に効果があるかという観点から、文部省としても検討するが、それぞれの現場あるいは教員達のグループ等において研究をするようにそれを奨励したいと考えている」と答弁している。「もっと予算要求して、少なくともおもちゃぐらいについてしっかりした方針を立ててほしい。厚生省ではどうか、おもちゃについて何か保育所で指導しているか」という質問に対して、厚生省児童家庭局長は「保育所について省令で最低基準があり、楽器あるいは積み木、絵本、そういう遊具については整備をする。その場合の適切な選択、あるいは安全な利用を考えなければいけないので、保育所保育指針をつくり、それで各歳別にいろいろな必要な事項についてそれぞれ規定している。そのほかに、特に必要なものについては、それぞれ児童家庭局長通知で各保育所に対して指導をしている」と答弁している²⁹⁾。

8. 昭和47年2月実施のおもちゃの調査

昭和52年4月4日参議院予算委員会では昭和47年2月に実施されたおもちゃの調査について質問答弁がある。

「いま政府が少し行政の上で関心を持っているのはおもちゃだけだと思う。おもちゃは何と言っても人生最初の教科書である」「昭和47年におもちゃの調査をしたが、そのうちの、調査したうちで、11項のうち7と8と11だけ文部省に報告をしてほしい」という質問があり、文部省初等中等教育局長は「昭和47年2月に調査した質問は11あるが、そのうちの7は、「あなたはどのようなおもちゃがよいと思っていますか。」という親に対する質問について、「模型など、本物に近いもの。」が6.8%であり、「つみき・ブロックなど、素材として使えるもの。」が圧倒的に多く77.4%、「あまり考えない。」が15.4%となっている。8番目の、「あなたは、お子さんにおもちゃを買ってあげるとき、どんなことを期待していますか。」という質問に対しては、「子どもがたのしく遊んでほしい。」が29%、「字や数を覚えるなど、子どもの知能が伸びてほしい。」が9.9%、「子どもの情操が豊かになってほしい。」が10.4%、「子どもがくふうして遊べるなど、創造性が育ってほしい。」が42.6%で一番多い。そのほか、「子どもが強くなってほしい。」1.2%、「ほかの子どもといっしょに遊べるようになってほしい。」が6.4%という内容になっている。11番目の、「あなたのお子さんは、特定のおもちゃでよく遊ぶほうですか。」という質問に対しては、「長い時間遊ぶ。」が26.3%で、「ふつう。」と答えたのが62.4%で最も多い。「じきにあきる。」が10.7%。以上のような結果になっている」と答弁している。「この文部省の調査は正しい結果が出ておると思う。よいおもちゃとして「つみき・ブロックなど、素材として使えるもの。」が77.4%、次の質問では、「子どもがくふうして遊べるなど、創造性が育ってほしい。」が42%出ていて、11問では、「じきにあきる。」ようなのが、わずかの数字であるが挙げられている。ここに出てきておる積み木に例を1つとりたいが、色のついていない素材のままの積み木と、色のついた積み木と、こうあった場合に、あなたは子供にどちらを買うか。私は、「大人も昔、一度は子供だった」という子供文化財について薄い本を出したが、これが大変反響を呼びんだ。案外子供だったことを忘れて人が多いのではないかと思うので、子供に返った気持ちでおもちゃの話を聞いてほしい」という質問があり、文部省初等中等教育局幼稚園教育課

長は「子供の発達程度、またそのときの興味、関心等により、色のついた積み木なり、あるいは無色、素材のままの積み木を使わせたい」と答弁している³⁰⁾。「普通には色のついた積み木よりもつかない方がいい。なぜなら、色のついた積み木では、色彩に関する感覚を子供に与えるが、すぐ積み立てやすい。うちがどれだ、なにがどれだ、すぐ積める。すぐ積めるから子供は飽きてしまう。先ほどの統計に出てきた。ところが、素材のままのものであると、一生懸命赤ちゃんは積んでみる。考える。創造する。それから色のつかない方がまた安い。文部省はその調査の後おもちゃの調査はしていない。また、いいおもちゃ、悪いおもちゃについて何か幼稚園教育の中で指導しているか」という質問があり、文部省初等中等教育局長は「昭和47年2月に調査し、以後調査はしていない」と答弁している³¹⁾。

9. テレビその他

昭和52年4月4日参議院予算委員会では質問の中で「子供たちをめぐる文化財、子供文化財も、おもちゃ、テレビ、漫画、絵本、童話、芝居、児童劇、あるいはいろいろな物が紙芝居に至るまで山ほどあるが、特にその中で問題になるのは、いま2万種類あるおもちゃ、1年に3億冊発行されておる子供の漫画週刊誌、それから、いまの子供は1日24時間のうちに、小学生の調査であるが、10時間寝て、学校に8時間行って、残り6時間のうち2時間16分テレビを見ている。ここに非常に問題が多い」という指摘がある³²⁾。

昭和53年2月22日衆議院通信委員会では質問の中で「放送番組向上委員会が「子供文化とテレビ」の問題で特別プロジェクトを設けて、昭和50年8月に見解と提言を出している。その中で、「テレビはもう空気のような存在になってきている」と述べている」という指摘がある³³⁾。

昭和60年12月11日衆議院文教委員会では質問の中で「子供文化が学校以外のところで押し寄せている。子供の方は、学校でまことに管理が強くて、したがって学校にいる間は子供文化からすればまさに異文化の中にいる」という指摘がある³⁴⁾。

IV. 考察

国会の質問答弁という性質も考えられるが、取り上げられている内容は幼児でも年長以上の子どもが親しむことが可能な児童文化財についてであり、領域「言葉」の「内容」で登場する「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」や、「内容の取扱い」で書かれている「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」というものとはやや次元を異にする議論である。具体的な言葉の指導方法に関する質問答弁も少ないようである。

言葉とも関連が深い児童文化財としてテレビ番組が頻回に取り上げられている。昭和52年4月4日参議院予算委員会の質問は「問題になる」ものの1つとしてテレビ視聴を取り上げ「子供は1日24時間のうちに、小学生の調査であるが、10時間寝て、学校に8時間行って、残り6時間のうち2時間16分テレビを見ている。ここに非常に問題が多い」と批判している。一方で、昭和53年2月22日衆議院通信委員会では質問の中で、放送番組向上委員会が昭和50年8月の「見解と提言」で「テ

レビはもう空気のような存在になってきている」としていることにも触れている。テレビ番組は、種々の問題がありながらも児童文化として子どもたちの間に定着していることを背景にした発言であると言える。平成9年から平成10年にかけてはテレビ番組としてのアニメーションについて複数回取り上げられている。平成9年12月24日衆議院通信委員会では参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）がアニメを「基本的に子供文化と思っている」「子供たちに夢を与えることから」「アニメ制作は、日本の子供文化を養成するために必要な手段である」と答弁している。平成10年4月9日衆議院通信委員会でも参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）が、アニメーションは「子供文化であって、子供文化を破壊するような商業行為に走らないように十分留意」するとしている。民間放送事業者はアニメーションを子ども文化の一種と捉えていることが分かる。

令和5年4月にこども家庭庁が発足するまで、児童文化財の推薦等の業務は厚生労働省（さらに平成13年の中央省庁再編以前は厚生省）の所管であり、厚生労働省の時代には社会保障審議会福祉文化分科会にてこれら業務が行われ、児童福祉文化財（出版物、舞台芸術、映像・メディア等）の推薦・特別推薦がなされてきた。この趣旨について昭和24年5月10日参議院厚生委員会では厚生省児童局長が「出版物の関係、映画の関係、或いは紙芝居とか、或いは玩具の問題」が「一番大きな問題であると深い関心を持って」いて法律上の規定・取り扱いについては「（児童福祉法で規定している）程度の推薦、勧告が、現在の民主日本国家において」適切ではないかとしている。さらに、ここで厚生省児童局長は児童文化として「児童の出版物がどういうふうにして、どういうふうな紙を以てどういうふうな影響を与えておるか。或いは児童映画に余りいい映画が製作されておらないとか、従ってどういう問題についてどういうふうになすべきか」「例えば紙芝居の問題ならば、それに従事しておる職員の」素質・指導についても厚生省が強い関心を持っていることを示している。子どもが映画や紙芝居から影響を受け、行動面だけではなく言語面も発達させることから、児童文化財としてふさわしい素材やそれを扱う人材の十分な供給が必要であるにもかかわらず、確保が難しいことを示している。

一方で、昭和24年5月10日衆議院本会議での指摘のように、この推薦・勧告は、「出版物や、おもちゃ、遊戯等の広汎な児童文化に対する官僚統制をも企図していて、もしこれが一方的な考えをもって行われるならば、児童をかつての軍国主義の文化統制が毒したと同じように、ファッショ的、植民地的な文化統制が行われる危険」があるという懸念も全く理由がないとは言えない。政府側もこの懸念を理解していて、昭和26年6月1日参議院厚生委員会の厚生省児童局長答弁でも「非常に慎重を期していて、殊に中央児童福祉審議会は非常に慎重な態度」をとっていたとしていた。推薦に関しては「相当数の書籍その他のものを推薦している」が、当時「勧告はまだしていない」状況であった。推薦したものについては「周知方を図り児童福祉施設その他ではさようなものを読むように、或いは購入するよう努力をし、又一般にもその周知方に努力」しているとする。それら処置による効果があがっているか・それはどの程度のものか、も問題となる。しかしこれについてはこの昭和26年6月1日参議院厚生委員会の厚生省児童局長答弁でも「推薦のためにこれだけの効果が一般的に上った、一般の読者にこれだけの効果が上ったという的確なものさし」はなく「どの程度の効果が上ったかを数的に言うことは不可能」とされている。通常、推薦・勧告と児童への効果は明確に因果関係があるとは言い難く、因果関係を明確にし、その効果を上げようとすることは「文

化統制になるのではないか」という懸念が現実化する恐れもあり、困難であろう。勧告が行われな
いことについては昭和26年6月1日参議院厚生委員会での厚生省児童局長答弁がより実質的な理由
を明らかにしている。すなわち「勧告をする前に業者と話し合い、よくないものは作らない」よう
に促し「悪いものがあるとすれば、業者の団体等に働きかけて、勧告に行かない前にむしろ懇談的
に話を進めた方」が良い結果になるとしている。さらに法律の構造上も「勧告してもこれは罰則規
定がない。結局勧告をしたというだけであり、この勧告をすることが果してどれだけの効果が上が
るかどうかも疑義もあるから勧告をしていないのである。

この推薦・勧告は国会の質問答弁に頻回に登場しているわけではない。しかし、昭和後期以降も、
昭和61年3月24日参議院予算委員会、平成11年2月3日参議院国民生活・経済に関する調査会、平
成19年3月15日参議院厚生労働委員会で政府側から答弁が行われている。すなわち「児童福祉文化
の向上」のため「児童文化財の推薦を行って」いて「児童劇あるいは児童文学、絵本、児童映画等
ですぐれたものを推薦する」ことにより「積極的に子供たちの自発性なり情操の涵養を図る」活動
が行われているのである。

優良児童文化財の普及を通じて児童の不良化防止に資することも複数回取り上げられている。昭
和24年11月11日衆議院法務委員会では厚生政務次官が「優良児童文化財の推薦」、昭和25年4月21
日参議院本会議では厚生大臣が「優良な児童文化財の助長」、昭和25年11月28日参議院本会議では
厚生大臣が「児童文化財の推薦」について触れていて、これら活動によって不良化防止に資するこ
とを述べている。昭和33年3月19日参議院地方行政委員会でも文部省社会教育局長は「不良文化財
が青少年に悪影響を及ぼしている」として「いい映画を子供になるべく見せて、悪い映画に近寄ら
せないような積極的な工夫も必要」としている。

児童文化財の充実のためには行政による支援も欠かせない。平成11年と平成12年には地域子ども
文化プランについて触れられている。これらの中で文化財も登場する。平成11年2月9日衆議院文
教委・平成11年3月4日参議院文教・科学委員会では文部政務次官が「地域子ども文化プラン
など芸術の創造・こどもの文化活動の推進、文化財の次世代への継承・発展、新たな文化拠点の整
備など、文化発信のための基盤整備等を図る」としている。平成12年3月6日参議院国民生活・経
済に関する調査会でも文部政務次官が「子供たちが文化活動や文化財に触れる機会を充実する地域
子ども文化プランの推進」について触れている。財政的な支援は直接性があり児童文化財を振興さ
せるために有効である。これについては昭和33年3月19日参議院地方行政委員会では「子供たちの
ためにいい映画を提供する機会を作る」ことを目的に、昭和33年度の新規の予算事業として「日曜
日等において、一般の映画を上映する前を借り切り、団体的に学校の子供あるいはその他の青少年
が、教育あるいは文化映画を見る機会」をつくることが挙げられている。また平成元年11月10日衆
議院決算委員会では文化庁次長が補助対象について明らかにしている。すなわち「文化庁が芸術文
化振興の観点から補助対象としているのは、芸術団体自体が行う公演事業あるいは芸術関係の資料
の整備の事業であり、個々の鑑賞者あるいは鑑賞者の団体をとらえて補助対象としていないし、で
きない」、一方で「児童文化の向上のための児童文化資料編さん事業」は可能というものである。

児童は絵本や物語などをはじめとする児童文化財により、日常生活に用いる言語以外にも多くの
語彙を習得しそれを用いているが「その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりす

るなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるよう」にすることが大切である。それによってよりよい生活習慣を身につけるとともに、社会に適合する言語発達が促されると考えられる。そのために行政による直接・間接の支援が求められる。

昭和52年4月4日参議院予算委員会では質問の中で子供文化財について「おもちゃ、テレビ、漫画、絵本、童話、芝居、児童劇、あるいはいろいろな物が紙芝居に至るまで山ほどある」との指摘がなされている。本研究で検討している保育内容の領域「言葉」との関係はどの項目も関連が深い。幼稚園・保育所などで取り組まれることが多いのはおもちゃ・絵本・童話・芝居・児童劇・紙芝居であり、家庭ないし個人で楽しむことが多いのはテレビ・漫画ではないかと考えられる。ここでの質問内容から、昭和52年当時、特におもちゃ・漫画週刊誌・テレビの影響が強かったことが分かる。

昭和47年2月に実施されたおもちゃの調査については昭和52年4月4日参議院予算委員会で詳しく取り上げられている。児童文化財としての在り方が問われたものと考えられるのは「色のついていない素材のままの積み木と、色のついた積み木と」あった場合に「どちらを買うか」という質問に対して文部省初等中等教育局幼稚園教育課長が「子供の発達の程度、またそのときの興味、関心等により、色のついた積み木なり、あるいは無色、素材のままの積み木を使わせたい」と答弁していることである。またここでは文部省初等中等教育局長が、昭和47年のおもちゃの調査の結果をについて「自主的に幼稚園のおもちゃはどのようなものであるべきかというような研究をしてもらうことをして」いること、文部省として、「幼稚園の段階においてどのようなおもちゃを使わせることが、またその使い方をどう工夫することが最も教育的に効果があるかという観点から」検討するほかに、「現場あるいは教員達のグループ等において研究をする」ように奨励するとしている。行政として、児童文化財の活用について幼稚園等の現場における研究を重視する姿勢が窺われる。

V. まとめ

児童文化財に関してこれまで国会においてなされた質問答弁を整理し、児童文化財と幼児の言葉の関係について検討した。当然ながら児童文化財は言葉だけではなく環境・表現など多くの領域に関係する。児童文化財として児童福祉法制定時には日本国内に普及していなかったものが多く登場している。言葉や言葉の指導と大いに関係があるテレビ番組も議論されている。

新しいメディアの登場にも配慮しつつ、子どもの言葉をはじめとする諸側面の発達に資するための児童文化財の充実とそのための支援の動向に注目することが大切である。

注

- 1) 駒井美智子編『保育者を目指す人の保育内容「言葉」』（第2版）p99、みらい（2018）
- 2) 児童文化財に関する研究は、例えば島田知和「児童文化財を学ぶ意義に関する一考察－領域「言葉」におけるモデルカリキュラムと授業実践を中心に－」活水論文集（66）pp143～150（2023）
- 3) 昭和24年5月10日第5回国会衆議院本会議会議録第26号p36
- 4) 昭和24年5月10日第5回国会参議院厚生委員会会議録第21号p17

- 5) 昭和26年6月1日第10回国会参議院厚生委員会会議録第37号p 1
- 6) 昭和26年6月1日第10回国会参議院厚生委員会会議録第37号p 2
- 7) 昭和28年7月13日第16回国会参議院内閣委員会会議録第12号p 5
- 8) 昭和29年5月31日第19回国会衆議院法務委員会会議録第66号p 2
- 9) 昭和61年3月24日第104回国会参議院予算委員会会議録第14号p21
- 10) 平成11年2月3日第145回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第1号p 3
- 11) 平成19年3月15日第166回国会参議院厚生労働委員会会議録第4号p28
- 12) 昭和24年12月1日第6回国会衆議院考査特別委員会会議録第11号p 1
- 13) 昭和24年11月11日第6回国会衆議院法務委員会会議録第4号p 5
- 14) 昭和25年4月21日第7回国会参議院本会議会議録第43号p 5
- 15) 昭和25年11月28日第9回国会参議院本会議会議録第5号p12
- 16) 昭和33年3月19日第28回国会参議院地方行政委員会会議録第16号p 2
- 17) 平成元年11月10日第116回国会衆議院決算委員会会議録第4号p35
- 18) 平成元年11月10日第116回国会衆議院決算委員会会議録第4号p35（平成11年3月4日第145回国会参議院文教・科学委員会会議録第1号p 3 文部政務次官説明同旨）。
- 19) 平成12年3月6日第147回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第4号p 5
- 20) 昭和24年4月18日第5回国会参議院厚生委員会会議録第10号p 9
- 21) 平成9年12月24日第141回国会衆議院通信委員会会議録第5号p 7
- 22) 平成9年12月24日第141回国会衆議院通信委員会会議録第5号p 8
- 23) 平成9年12月25日第141回国会参議院通信委員会閉会後会議録第1号p13
- 24) 平成9年12月25日第141回国会参議院通信委員会閉会後会議録第1号p14
- 25) 平成10年4月9日第142回国会衆議院通信委員会会議録第7号p13
- 26) 平成10年4月9日第142回国会衆議院通信委員会会議録第7号p14
- 27) 平成10年4月9日第142回国会衆議院通信委員会会議録第7号p15
- 28) 平成10年4月14日第142回国会参議院交通・情報通信委員会会議録第11号p 3
- 29) 昭和52年4月4日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p26
- 30) 昭和52年4月4日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p25
- 31) 昭和52年4月4日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p26
- 32) 昭和52年4月4日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p25
- 33) 昭和53年2月22日第84回国会衆議院通信委員会会議録第5号p 6
- 34) 昭和60年12月11日第103回国会衆議院文教委員会会議録第8号p32

小学校高学年における「書くこと」の困難さに関する考察 — 5年生児童のアルファベット習得に焦点を当てて —

Difficulties with Writing in the Upper Elementary School Grades
— Focusing on the Fifth-Grade Students' Acquisition of the Alphabet —

油 布 茂 子
Shigeko YUFU

要旨

本研究の目的は、児童のアルファベットの習得状況及びアルファベット習得に対しどのような困難さを感じているのかをテストやアンケートを通して明らかにすることである。国立教育大学附属小学校5年生児童を対象に、アルファベットの名称を聞いて、大文字・小文字を書き取っていくテストを行い、アルファベットを書くことに関わっての困難さについてのアンケートを実施した。テストの結果、大文字小文字の習得について、小文字の習得がより難しいことが明らかとなり、どのような文字の習得が難しいのか、誤答には傾向があることが分かった。誤答の分析やアンケートの結果からも、児童が間違える文字と困難さを感じる文字には共通性が見られた。児童が、アルファベットを一つ一つ識別し、正しく書けるようになるためには、各文字の特徴を掴み、形を覚え、他の文字と混同しないようにする、という何重もの「難しさ」が存在することが明らかとなった。

キーワード：小学校外国語、書くこと、アルファベット、誤答分析

1. はじめに

学習指導要領（文部科学省, 2017）の改定を受けて、2020年度から高学年に「読むこと」、「書くこと」を加えた外国語科が導入された。2011年度から高学年において外国語活動が導入され、その充実により、児童の高い学習意欲が認められているが、一方では、音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない（文部科学省, 2018）などの課題が挙げられており、とりわけ「書くこと」に関しては、指導上の課題が指摘されてきている。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説（文部科学省, 2018）の第2節英語目標（5）の「書くこと」では、「小学校の外国語科の『書くこと』の目標ア『大文字, 小文字を活字体で書くことができるようにする。また, 語順を意識しながら音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写すことができるようにする』及びイ『自分のことや身近で簡単な事柄について, 例文を参考に, 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて書くことができるようにする』を受け, 語句や表現を書き写したり, 例文を参考に自分のことなどについて書いたりすることができるだけでなく、『関心のある事柄』について, 伝えたい内容を正確な英語で書くことができる力に身につけさせること」と述べられており、中学校での学習は小学校でのアルファベットの習得が

前提となっている。

筆者は2023年度現在、国立教育大学附属小学校にて外国語の授業を担当している。高学年の「書くこと」の領域では、「大文字、小文字を活字体で書くことができるようにする。」（文部科学省、2017）とされている。しかしながら、授業内で児童の「書く力」を見た場合、この目標に全ての児童が到達しているとは言い難いのが現状である。児童はアルファベットを書けるようになることに、どのような難しさを感じ、何がその習得に困難さを与えているのか。実態とその問題点を検証し、課題を明確化していきたい。

2. 先行研究

アレン玉井（2006, p.72）は、アルファベットを正しく書けるようになることが、単語を処理し、記憶するために必要であるとし、英語入門期におけるアルファベットを正しく書ける能力の重要性を述べている。だが、入門期での「書く力」の養成には大いに難しさがあることは、複数の研究者らが指摘している。

川井・栄利・鈴木（2020, p.52）は、ワークシートを用いて行った「書く活動」についての報告の中で、「4割程度の児童は書くことに難しさを覚え、6割の児童は書く活動よりも歌やゲーム等の方が英語を覚えやすいと回答した。児童の個人差も大きい時期であり、段階を踏んだ無理のない指導が必要である」と述べている。松本・大友（2021, p.127）は、文字指導教材を作成、公立小学校3年生への指導を行った。その中で、「特に外国語活動・外国語科においてアルファベットの文字習得の個人差は大きい。文字の認識が十分でないまま高学年になれば、学習したことの確認も難しいし、発表活動など非常に困難となるであろう。」と述べ、アルファベット習得が一律に達成できることの難しさ、そのことが高学年以降の外国語学習に大きく影響することを示唆している。

辻（2023, p.9）は、小学校高学年でのアルファベット習得の成果を見定めるべく、中学校に進学して間もない1年生を対象に英語の文字の名称を聞いて大文字と小文字を書き取る調査を実施している。その結果、「大文字の習得に課題を抱えている生徒は1割、小文字については2割」という調査結果を報告し、中学入学後に学び直しの必要性のある生徒が2割にものぼることを指摘している。

このように、小学校での「書く力」の養成の困難さの実態について焦点の当たった先行研究は複数見られたが、著者の知る限りでは、実際に児童がどの文字について困難さを感じているか、どのような指導があれば、その難しさを児童から取り除くことができるのかについて、研究の焦点を当てたものは見当たらなかった。

小学校高学年という英語学習の入門期における「書く力」、アルファベットを正しく書ける力の養成は、その後の児童・生徒のスムーズな英語学習のためには不可欠であると言える。ただし、それは一筋縄ではいかず、習得の速さ、確かさも個人差が大きく、指導者はアルファベット習得について、児童の感じる難しさがどのような点にあるのかというところに大いに配慮しながら、学習内容の定着をはからなければならない。

以上の点からも、アルファベット習得について、どのような点に児童が困難さを感じるかを明らかにすることが必要である。

3. 方法

小学校5年生を対象に、アルファベットの書き取りテスト及びアルファベットを書くことに関わっての困難さについてのアンケートを実施する。テストの解答を分析し、どの文字の習得が難しいのかを明らかにし、アンケートではアルファベットを書くことに對し児童がどのように考え、書くことのどこに難しさを感じているのかを分析する。テスト・アンケート共に、質的及び量的に分析する。

3.1. 研究の目的

「アルファベットを習得する」という課題について、何故、どのように難しいのかを明確化していくことで、今後、児童ができるだけアルファベットの習得がスムーズにできるよう、より適切で効果的な教材や指導方法を開発していきたいと考える。

本研究の目的は、5年生の児童が、アルファベットの大文字・小文字を書くことについて、どの程度正しく書くことができるのか、また、どのような間違いをするのか、そして習得に関わって、どのような困難さがあるのかを、テストやアンケートを通して明らかにすることである。

3.2. 参加者

参加者は国立大学附属のA小学校に通う5年生合計80名（男子40名、女子40名）である。参加者は、中学年において12時間程度のローマ字指導の授業を受けている。

3.3. 調査時期

2023年12月に行った。

3.4. 調査の内容

3.4.1 テスト（資料1を参照）

アルファベットをいわゆる「名前読み」で教師（筆者）がランダムに読み上げ、児童は所定の用紙の解答欄に大文字と小文字を書き取っていく。それぞれの文字の読み上げは3回ずつ行う。参加児童が4線上に書くことにまだ慣れていないため、今回のテストでは解答欄には4線を引いていない。調査実施前には、調査の目的やデータの活用について伝え、調査結果は成績等には一切関係のないこと、情報を適切に扱うこと等の説明を行った。

3.4.2 アンケート

二つの問いをした。一つ目は、児童に「特にむずかしい文字を5つ選んでください」と問い、五つの文字とその理由を以下の選択肢から選んでもらい（複数回答可）、さらに自由記述解答欄も設けた。（選択肢: ①アルファベットを書くこと自体が難しい ②形を覚えることがむずかしい ③書き順が分からない ④大文字小文字と違う形なのでややこしい ⑤アルファベットの読み方と文字の形がいちいちしない ⑥その他）

二つ目は「アルファベットを書くのは好きですか」と問い「はい/いいえ」の二択の回答を求めた。

「はい」と回答した場合は、その理由を以下の選択肢から選び（複数回答可）、自由記述解答欄も設けた（選択肢: ①書くこと自体が好き ②形を覚えることが好き ③書き順が面白い ④外国の言葉なので興味がある ⑤その他）。「いいえ」と答えた場合には、選択肢はあえて用意せず、きらいの理由について自由に述べてもらった。

4. 調査の結果

調査は「3.4.1テスト」で示した方法で実施したが、読み上げた際に、児童より十分に声が聞き取れ取れなかった、再度読んでほしい、などの要望があった場合に限り、それに応じて4回読み上げたケースもあった。

誤答結果の表分析（表1, 2, 3, 4, 5, 9, 10, 11）については、辻（2023）の方法を参考にした。

4.1. テストの正答率

アルファベットの文字を聞き、すべての文字を間違いなく書き取ることができた児童は17名で、参加者の20%であった。

4.2. テストの誤答について

4.2.1 誤答文字数

次に大文字小文字別に、誤答文字数別の人数と誤答者総数における割合を示す。

表1 大文字・小文字別 誤答文字数別の人数と誤答者総数 (n=80)

誤答文字数	誤答者数（割合）			
	大文字		小文字	
5文字以内	70名	87.50%	56名	70.00%
6-13文字	9名	11.25%	17名	21.25%
14文字以上	1名	1.25%	7名	8.75%

4.2.2 各文字別の誤答率

大文字と小文字の誤答率を以下の表に示す。文字は誤答率の高い順に並べている（表2-5）。

表2 大文字の誤答率（％）順（n=80）

I	43.75%	Y	6.25%
J	37.50%	P	5.00%
N	15.00%	D	2.50%
M	13.75%	S	2.50%
L	11.25%	U	2.50%
F	10.00%	Z	2.50%
R	10.00%	T	1.25%
V	7.50%	A	0.00%
E	6.25%	B	0.00%
G	6.25%	C	0.00%
H	6.25%	K	0.00%
Q	6.25%	O	0.00%
W	6.25%	X	0.00%

表3 小文字の誤答率（％）順（n=80）

q	47.50%	p	17.50%
l	45.00%	u	17.50%
j	42.50%	i	16.25%
d	30.00%	w	11.25%
g	30.00%	v	8.75%
n	28.75%	t	6.25%
f	26.25%	a	5.00%
m	26.25%	s	3.75%
r	26.25%	z	3.75%
y	22.50%	k	1.25%
b	21.25%	c	0.00%
h	21.25%	o	0.00%
e	18.75%	x	0.00%

4.2.3 各文字の無答率

無答について、率の高い順に、大文字小文字とそれぞれ以下の表に表した（表4-5）。

表4 大文字の誤答率（％）順（n=80）

N	10.00%	P	3.75%
J	7.50%	D	2.50%
R	7.50%	Z	2.50%
F	6.25%	E	1.25%
H	6.25%	S	1.25%
I	6.25%	T	1.25%
L	6.25%	A	0.00%
V	6.25%	B	0.00%
W	6.25%	C	0.00%
Y	6.25%	K	0.00%
Q	5.00%	O	0.00%
G	3.75%	U	0.00%
M	3.75%	X	0.00%

表5 小文字の誤答率（％）順（n=80）

q	17.50%	i	6.25%
r	17.50%	v	6.25%
n	15.00%	b	5.00%
g	13.75%	e	5.00%
l	13.75%	s	2.50%
f	12.50%	t	2.50%
h	12.50%	z	2.50%
p	12.50%	k	1.25%
m	11.25%	u	1.25%
w	11.25%	a	0.00%
d	10.00%	c	0.00%
j	10.00%	o	0.00%
y	7.50%	x	0.00%

4.3. アンケート結果

アンケートの結果、一つ目の問いについて、児童がどの文字を苦手として5つ選んだか、そしてその理由について表6にまとめた。「⑥その他」については、「鏡文字」についての記述が特に多く、「⑥鏡文字」「⑥その他」と分けた。どの文字が苦手で、どの選択肢を理由として回答していたかは、表7-8にまとめた。

二つ目の「アルファベットを書くのは好きですか。」の問いには、「はい」との回答が56、「いいえ」

が23、無回答が1であった。「はい」の理由を以下の選択肢から選んでもらい（複数回答可）（選択肢：①書くこと自体が好き ②形を覚えることが好き ③書き順がおもしろい ④外国の言葉なので興味がある⑤その他）、回答数は、①23 ②17 ③9 ④33 ⑤20であった。⑤では児童は好きな理由を自由に述べた。「いいえ」を選んだ児童23人は全員きらいな理由を自由に述べた。

表6 苦手な文字の理由

	大文字総数	小文字総数
① アルファベットを書くこと自体がむずかしい	15	10
② 形を覚えることがむずかしい	14	65
③ 書き順がわからない	4	4
④ 大文字小文字と違う形なのでややこしい	9	44
⑤ アルファベットの読み方と文字の形がいつちしない	5	12
⑥ 鏡文字	2	39
⑥ その他	0	5
合計	61	179

表7 苦手な大文字（上位から）

文字（回答数）	①	②	③	④	⑤	⑥鏡文字	⑥その他
M (7)	1	1	1	2	1	1	
G (5)	2	2	1				
W (5)	1	2	1	1			
F (4)	1	2		1			
J (4)	1	1		1		1	
N (4)	1	1		1	1		
F (4)	1	2		1			
I (4)	1	2			1		
Y (2)			1	1			
H (2)		1			1		
L (2)				1	1		
B (1)	1						
R (1)	1						
S (1)	1						
Z (1)	1						
K (1)	1						
D (1)	1						

表8 苦手な小文字（上位から）

	①	②	③	④	⑤	⑥鏡文字	⑦その他
q (36)		14	1	9	2	9	1
d (30)	1	12		6	1	10	
p (29)	2	2	1	3	4	10	2
b (28)		8		6	2	10	2
f (12)	1	6	1	4			
g (12)	2	7		3			
a (6)	1	5					
r (5)	1	2		2			
h (5)		1		3	1		
j (5)		3	1		1		
y (4)		1		3			
m (3)		1		2			
k (2)				2			
n (2)				1	1		
w (2)	1	1					
c (1)	1						
t (1)		1					
e (1)		1					

5. 分析

5.1. 誤答カテゴリー

調査の結果、どのような文字が間違えやすいのか、つまり習得が難しいのか、誤答には傾向があることが、数字より分かった。誤答をカテゴリーごとに類別し、一つずつ検証していきたい。本研究では、辻（2023）の研究の誤答カテゴリーを参考にしながら、「無答」「鏡文字」「大文字の縮小」「発音および形の混同」「形の不完全」「その他」で分類、本稿では「無答」、「鏡文字」（「類似形の鏡文字」を除く）、「大文字の縮小」「発音および形の混同」「形の不完全」「その他」で分類、それに加えて「類似形の鏡文字」「類似形の誤答」「小文字の拡大」も分析項目に加えた。「j」の鏡文字の誤答が相当数見られたが、同じ鏡文字でも、「b・d」、「p・q」は他の文字との混同という視点からも分析したく、「b・d」、「p・q」については「類似形の鏡文字」の誤答として分析する。「h・n」、「t・f」のように、形が似ていることにより誤答となるケースも多くみられた。「類似形の誤答」として分析したい。「大文字の縮小」はよくある誤答で、そのまま本研究の分析項目にも加えたが、逆の「小文字の拡大」もいくつか見られたため、分析項目に加えた。

表9 誤答カテゴリー別の件数（大文字）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	総数
無答	0	0	0	2	1	5	3	5	5	6	0	5	3	8	0	3	4	6	1	1	0	5	5	0	5	2	75
鏡文字	0	0	0	0	0	1	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	23
小文字の拡大	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
発音と形の混同	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
形の不完全	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	11
類似形の鏡文字	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
類似形の誤答	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
総数	0	0	0	2	5	8	5	5	35	30	0	9	11	12	0	4	5	8	2	1	2	6	5	0	5	2	162

表10 誤答カテゴリー別の件数（小文字）

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	総数
無答	0	4	0	8	4	10	11	10	5	8	1	11	9	12	0	10	14	14	2	2	1	5	9	0	6	2	158
鏡文字	2	0	0	0	1	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	24
大文字の縮小	0	1	0	8	5	4	11	5	2	5	0	21	8	7	0	0	21	5	0	3	11	1	0	0	12	1	131
発音と形の混同	0	0	0	1	5	1	2	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
形の不完全	1	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
その他	1	1	0	1	0	1	0	1	3	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	15
類似形の鏡文字	0	10	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
類似形の誤答	0	1	0	1	0	4	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
総数	4	17	0	24	15	21	24	17	13	34	1	36	21	23	0	14	38	21	3	5	14	7	9	0	18	3	382

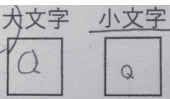
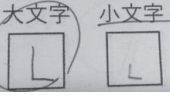
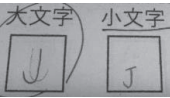
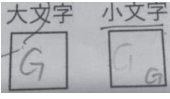
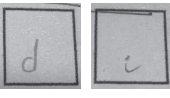
5.1.1 誤答カテゴリ別の件数及び実例

誤答カテゴリ別の件数を大文字小文字に分けて表にまとめた（表9-10）。各カテゴリ別誤答例も、大文字小文字別に実例と共に表にまとめた（表11-12）。

表11 大文字の誤答例

誤答文字	誤答例	誤答カテゴリと内容（人数）
I		⑥ 形の不完全（上下の横棒が無い）（26）
		④ 小文字の拡大（3）
J		② 鏡文字（21）
		④ 小文字の拡大（2）
N		⑤ 発音と形の混同（Mとの混同）（2）
M		⑤ 発音と形の混同（Nとの混同）（3）
		④ 小文字の拡大（1）
		その他（Nと発音の混同、さらにNを鏡文字としている例）（1）
L		⑤ 発音と形の混同（N、Mとの混同）（3）
		
F		② 鏡文字（1）
		⑤ 発音と形の混同（Nとの混同）（1）
		⑧ 類似形の誤答（1） （F→f→tを辿っていると推測される）
R		⑧ 類似形の誤答（Pとの混同）（1）

表12 小文字の誤答例

誤答文字	誤答例	誤答カテゴリーと内容（人数）
q		③ 大文字の縮小（21）
		⑧ 類似形の誤答（3） （注1：下方誤答は、左側に丸みを持つ「d」との混同で、丸み右側の縦棒を上突き出すのか、下に突き出すのか、その識別が難しかった結果の誤答と推測する。6.1.3 誤答カテゴリー⑦で更に詳しく検証する。）
		
l		③ 大文字の縮小（21）
		⑤ 発音と形の混同（2）
j		② 鏡文字（20）
		③ 大文字の縮小（5）
d		⑦ 類似形の鏡文字（6）
		⑤ 発音と形の混同（pとの混同）（1）
g		③ 大文字の縮小（11）
		⑤ 発音と形の混同（d, jとの混同）（2）

n		⑤ 発音と形の混同 (2)
f		⑧ 類似形の誤答 (4)
		⑥ 形の不完全(1)
m		⑤ 発音と形の混同 (2)
b		⑦ 類似形の鏡文字 (11)
h		⑧ 類似形の誤答 (1) h → b
e		③ 大文字の縮小 (5)
		⑤ 発音と形の混同 (5)
		② 鏡文字 (1)
p		⑦ 類似形の鏡文字 (3)
		⑥ 形の不完全(1)
i		⑥ 形の不完全(3)
		その他 (Hとiの順番の混同)
t		③ 大文字の縮小 (3)

5.1.2 誤答カテゴリー別の分析

続いて誤答カテゴリー別に誤答の特徴等について分析する。

①無答

アルファベットの文字の名称を聞いて、書けなかった、という回答である。大文字の無答は75、小文字は158で、一番多い誤答カテゴリーとなった。無答の要因はいくつか考えられるが、単にアルファベットの知識が習得できていないことが大きな要因と考える。

②鏡文字

「J」の大文字・小文字の誤答の大部分は、鏡文字であった。アレン玉井（2006）が「Jについては日本語からの干渉ではないかと考えられる」と述べているように、ひらがなの「し」の影響が考えられる。他にもかなり少数ではあるが、「a」、「F」、「S,s」の鏡文字があった。「u」「M」について、上下反転の状態で書いているケース（「u→n」、「M→W」）が1つずつあった。通常、左右反転を鏡文字という。左右反転と上下反転は原因が違うのではないかと推測されるが、利き手やその他の子どもの特性による、いわゆる鏡文字（基本左右反転）と、それ以外の鏡文字（単に左右反転、上下反転したときに同じ形になる文字の混同など）があるかもしれない。このことについては、さらに研究が必要と思われる。

③大文字の縮小

正しくは大文字とは違う形の小文字であるのに、「c,o,s,v,w,x,z」のようにただ大文字を縮小した、という誤答である。小文字の誤答では131あり、無答に続く多い誤答である。誤答が多かったのは、「q」21、「l」21、「y」12、「g」11であるが、特に「q」と「l」は小文字の誤答の上位1.2位で、「q」はローマ字学習で習わない文字であり、児童にとっては習得が難しい文字であるし、「l」は大文字の「I」との混同も多い。「g」も誤答順位は4位で、児童にとっては習得が難しい。すなわち、習得自体の難しい文字を、児童が大文字を単に小さくしてしまう、という誤答の出現しやすい例である。

④小文字の拡大

小文字の形をそのままの形状で大きくしている誤答である。逆の「大文字の縮小」は他の研究でも誤答カテゴリーに含まれている。児童が間違えやすい誤答内容である。表1の「誤答文字数」でもわかるように、児童にとっては大文字の方が習得率が高い。逆に言えば小文字の習得は難しい。その難しい方の小文字を元に、拡大するだけ、という誤答は、一見起こりにくそうだが、実際本調査では、7見られた。この事実から、大小合わせて52文字のアルファベットの形を識別することは児童にとって困難である、ということが見てとれる。ただ、この誤答は音についての区別はついていない上での誤答である。音の認識ができていない誤答とはまた別と考えたい。

⑤発音と形の混同

「E」「I」、「M」「N」「L」「F」、などの文字で、いわゆる「名前読み」の音が似ていることか

ら文字が混じってしまい、誤答につながっている（大小文字どちらも）。他にも「j・g」「g・d」「d・p」（発音の混同）も、一例ずつであるが、この誤答カテゴリーに含めた。

アレン玉井（2010）は、児童はアルファベット学習においてその文字を見た時に、まずその文字を視覚的に把握しようとすると言き、線を横にひくのか、または斜めにひくのか、形は左右対称か、など、その文字の「弁別特徴（distinctive features）」を掴もうとすると言う。このような視覚刺激に/eɪ/という聴覚刺激を結び付け、「A」と「/eɪ/」が同じ記号を表していると頭の中で処理し、その文字を識別する、と述べている。音の認識と形の識別など、習得までに児童にはいくつものタスクがあり、それが誤答を出現させる一因であると思われる。

⑥形の不完全

「I」に多く見られた。上下の横棒の無い形であるが、これは生活の中でよく目にする各種フォントの影響を受けていると思われる。辻（2023）はこのことについて、「小学校の文字指導時にフォントのことを児童に気付かせ、小学校や中学校ではどちらのフォントを使った方がいいのかを考えさせるように留意することが重要である。」と述べている。

「J」についても上の横棒が要るか要らないか問われる点であるが、文部科学省初等中等教育局国際教育課外国語教育推進室がH P上で示している「ワークシート（PDF版）」によると横棒の無い形が表されている（「J」）。

「I」については、上下の横棒が無いと、「l」、Lの小文字と混同するため、それは誤答として扱った。「J」については、そのような混同がないためどちらも正解とした。

⑦類似形の鏡文字

「b・d」「p・q」が特に多い誤答であった。著者はこの誤答については、「J」の大文字小文字共にみられる「鏡文字の誤答」とは別の誤答として考えたい。Jについては、「日本語からの干渉ではないかと考えられる」（アレン玉井, 2006）とあるように、おそらくひらがなの「し」の影響を受けて鏡文字になっていると思われるが、その文字は、アルファベットの中には存在しないものである。一方「b・d」「p・q」は鏡映の文字が実際にアルファベットの中に存在する。それは英語入門期の児童にとっては大変紛らわしいもので、加えて音素的にも「b・d」は母音が同じ（/i:/）で、「p」も「b・d」とは鏡文字関係ではないが、「形状の類似」「母音の同発音」があり、紛らわしい）、その間違いをしないうにクリアしていくことは、児童にとっては大きなタスクである。小文字誤答カテゴリー例を表した表11の「小文字q」の「類似形の誤答」内の（注1）はまさしくその例で、「q」と「d」は同じように左に丸みを持たせ、右に接する長棒を丸みより上に上げるか下に下げるか、児童にとっては、文字を書く際にそこを間違えないように識別し、暗記して書けるようになっていくということは、アルファベット習得をし終えた大人や指導者が想像する以上に、困難さを伴う学習事項である。英語入門期の児童にとって、見慣れていない文字の形を認識することは大変難しいことである。

⑧類似形の誤答

①「t・f」、②「q・g」、③「q・d」、④「h・n」などの混同が数人の解答から見られたが、本調査では4線を使用しておらず（4線を使つての授業内での指導が少なかったため）、今後4線を使つた指導をさらに進めて、各文字の特性（どこまで上下の棒を伸ばすか、上下どちらを丸めるのかなど）を区別できる力を育成することが必要と思われる。

他に見られた本カテゴリーの誤答、「RとP」などは、形と、順番の混同もあると見られる。大文字Fの解答欄に「t」を書く児童もいた。大文字のFと小文字のfが混じり、その上fとtが混じり、「t」と解答したのではないかと推測する。「l・j」の誤答も縦長の一本線の形状を真つすぐ止めるか左にはらうか、の違いである。本カテゴリーに含めた。大文字小文字の区別、他の文字との区別、と何重にも誤りが重なるケースは他にも見られるが、習得が難しくなる一因であろう。

5.2. アンケート分析

アンケートでは、児童が苦手な文字について何故苦手なのか、その理由を選んだ。大文字の苦手な順位は上から「M,G,W,F,J,N,F,I,Y,H,L」（2以上）だった。大文字については小文字よりも正答率は高く（表1より）一位の「M」は6である。そこから児童の大文字に対する苦手意識は高くないことが推測できる。小文字の苦手な順位は上から「q,d,p,b,f,g,a,r,h,j,y,m,k,n,w」（2以上）となり、一位の「q」は36という、被験者80のうちの半数近くが選ぶ結果となり、児童の「q」に対する強い苦手意識の表れが出現した。「q」の難しさにはいくつかの理由がある。まずローマ字学習では「q」は習わない。児童にとっては「馴染みの薄い」文字である。加えて「p」との鏡映関係が難しさを増大させる。鏡文字自体に対する苦手意識はアンケートの結果から読み取ることができ、「b」「d」の文字に対し、20の児童が鏡映であることを苦手な理由として選択、「p」「q」に対しては19の児童が選択しており、「b・d・p・q」に対して苦手と回答した総数は被験者の約半分となる。（苦手な文字へのアンケートの自由記述ではこの4文字に対し、「似ている文字・左右逆（鏡）の文字があるからややこしい」という内容が33あった。）

では、鏡文字に対する苦手意識を取り除けば児童がアルファベット習得に難しさを感じなくなるかといえば、そうではないことがアンケート結果から読み取れる。アンケート内の他の選択肢（複数回答可）の大文字小文字合わせた回答数を見ると、表6に示した選択肢の中で、1位は「②形を覚えることがむずかしい」が79、2位は「④大文字小文字と違う形なのでややこしい」が53で、「⑥鏡文字（が苦手）」41をしのご。

小文字の⑥その他の記述の内容も興味深く、「どこに書くかが難しい」、「書きづらい」、「形が一緒でややこしい」、「同じような文字があると分かりにくい」、「色々な形があってややこしい」などがあり、殊に「同じような文字があり分かりにくい」、「色々な形があってややこしい」という意見は、逆の記述内容のようで、主張したいことは「識別が難しい」ということである。

アンケートのもう一つの問いは、「アルファベットを書くのは好きですか？」であったが、「はい」で一番多かった理由が、「④外国の言葉なので興味がある」の33であった。顕著な意見としては、「文字の形や発音について、どうやるのか考えるのが楽しい」、「色々な形の文字があるから好き」「外国語の文字は日本語と違うから好き」「形がおもしろい、とにかく楽しい」など、外国語への児童

の好奇心に溢れた言葉が並ぶ。このような児童の前向きな意見から、どのような指導をすれば多くの児童が楽しくアルファベットを学べるのか、参考にしていきたい貴重な意見である。一方「いいえ」と回答した児童の自由記述（23）は、特に「苦手な小文字」を選んだ時の記述と似ており、「覚えにくい、発音が似ているのがあったり、大文字と小文字が全然違う」「似た文字がいっぱいある」「大文字と小文字が異なるからややこしいし、数も多い」「小文字が難しい」など、困難さを感じている記述が目立つ結果となった。苦手意識がさらに困難さを感じる要因となっていると言えるであろう。

6. 考察

この研究では次の2点を明らかにしようとした。1点目は、アルファベットの大文字・小文字を書くことについて、どの程度正しく書くことができるのか、またどのような間違いをするのか、であり、2点目は習得に関わってどのような困難さがあるのか、であった。1点目に関わっては、テストの結果、2割の児童は完答、5文字以内の誤答数の児童が大文字は9割近く、小文字は7割で、大文字についてはかなりの習得率であること、小文字については、今後指導が必要な文字もあるが、一定習得が進んでいることが分かる結果となった。先行研究（辻, 2023）の結果とも同じで、大文字の習得率は小文字の習得率を上回る。

誤答の中で一番多かったのが「無答」であり、先行研究（辻, 2023）との比較では、辻の調査での大文字の無答率上位10文字は、上から「V,N,R,Y,Z,L,M,J,F,X」、本研究では「N,J,R,F,H,I,L,V,W,Y」となり、大文字の無答率の高い順序が、上位10文字のうち、7文字同じ結果となった。同じく小文字では、辻は、「q,v,l,f,n,g,r,j,p,h」、本研究では、「q,r,n,g,l,f,h,p,m,w」と8文字が一致し、ある程度の順位相関が得られる結果となった。

無答の原因についてはいくつか考えられるが、文字の知識が未だ定着していないことや、辻（2023, p.6）は「ただ単に、英語の文字の名称を聞いて、その文字を形としてイメージできない。」「音素情報を正しく認識できず迷って無答になることも考えられる。」と述べている。他の文字と混同した末、解答できなかったことも考えられる。知識が定着するよう、丁寧な指導と児童の着実な学習が今後求められる。

「鏡文字」の誤答については、大文字「J」についての総誤答数（表9参照）のうち、70%が鏡文字の誤答で、同じく小文字「j」では59%と高い数字を示している（表10参照）。同じく総誤答数のうち、「類似形の鏡文字」でも、小文字「b」で59%、小文字「d」は21%の誤答率となり、児童の間違いやすい誤答パターンと言える。「J・j」については、「5.1.2 誤答カテゴリー別の分析」でも述べたように、ひらがなの「し」の影響は考えられる（アレン玉井, 2006）。岡本（2005, p.198）は、ひらがな学習においても出現する「鏡文字」について、図形認知の概念の元、ひらがなの「く」を例に、以下のように述べている。「鏡映文字が一例である『く』という文字は、中心で左に曲がっていることが大切であるのだが、子どもにとっては『外側に折れている』ということが大切になる。右と左よりも内側か外側かが大切なのである。」この記述をアルファベットの「鏡文字」の誤答について当てはめた場合、「J・j」なら、左右というよりは、「下部で曲げる必要がある」ということが、「b・d」なら、「長棒を書いて、下部で丸みを持たせる必要がある」ことが大切になる、と

いうことである。以上のような児童の認知能力の特性も鑑み、それぞれの文字の特徴を捉え、正しく知識が定着するような指導方法を考えていくことが必要である。

小文字における「大文字の縮小」の誤答については、上から「l,q,y,g,u,d,m,n,e,h,j,r（同数順位文字含む）」で、小文字の「無答率」の上位10文字「q,r,n,g,l,f,h,p,m,w」のうち、「l,q,g,m,n,h,r」の7文字が両誤答の上位に入るという結果が出た。このことは、これらの文字が「正しく形を覚えにくい、難しい」文字であるということを表す。何故、児童がただ文字を小さくしただけの形を解答するのかを考えてみたい。第一に考えられるのが、小文字の「c,o,s,v,w,x,z」のように、「ただ大文字を小さくするだけの小文字」の影響を受けてはいないだろうか。「無答率」、「大文字の縮小」両方の上位順位文字がほぼ同様であることを考えると、「大文字の縮小になっている文字」は、児童にとって「覚えにくい文字・習得の難しい文字」である。単に小さくなっただけの別の小文字の例があると、知識が定着していないことも手伝い、実際には大文字とは違う形を持つ小文字なのに、縮小だけして書いてしまう、という傾向はないだろうか。「大文字の縮小」の誤答が出現しやすい小文字については、指導者は、小文字というのは、ただ小さくなっている文字もあるが、それは一部で、基本的には、大文字小文字というものは別物で、違う形のもの、ただ小さくするだけでは無い文字がいくつもある、このようなことを明示的に指導することが肝要であると思われる。

「発音と形の混同」の誤答は、アルファベットのいわゆる「名前読み」の音と形の混同によるものである。音と形、二段階の理解を経て文字を認識する力が必要で、これは形だけを混同して起こる誤答よりも修正が難しいのではないかと推測される。丁寧な指導が求められる。

「類似形の誤答」については、今後4線上に書く指導をすることで、例えば「t・f」ならば、上を丸くするのか、下を丸くするのかなど、線があることが習得の助けになるのではないかと考える。「q・g」の場合も、下を伸ばすのか丸めるのか、「q・d」、「h・n」については、上下に線が伸びるかどうかなど、他の文字との識別に、4線での学習が役立つと思われる。今後のそのような指導を行い、その成果を見ていきたい。

二つ目の問いに関わっては、児童にとって、母語のひらがなではない外国語（英語）のアルファベット習得は、「文字同士が似ていて分かりにくい・ややこしい・覚えられない」、これらの言葉が表すように、習得までに幾つもの「難しさ」のハードルがあることが分かった。

色々な形のアルファベット文字の特徴を掴み、一つずつ識別し、間違わずに書けるようになることは、児童にはとても難しいことだということが、アンケートより分かった。アンケート結果で、大文字の苦手な順位は、上から「M,G,W,F,J,N,F,I,Y,H,L」（2以上）の11文字であるが、無答率の上位11文字「N,J,R,F,H,I,L,V,W,Y,Q」と8文字が同じである。小文字の苦手な順位も上からの15文字、「q,d,p,b,f,g,a,r,h,j,y,m,k,n,w」（2以上）のうち、「無答率」の上位15文字「q,r,n,g,l,f,h,p,m,w,d,j,y,i,v」と12文字が同じである。苦手な文字の理由で一番多いのは、「形を覚えることがむずかしい」、2番目に多いのは「大文字小文字と違う形なのでややこしい」であった。苦手な理由についての記述欄で目立つものは、「ややこしい」、「分かりにくい」、「難しい」という文言で、児童の感じる学習への困難さが表されている。しかし、「アルファベットを書くのは好きですか？」の問いに対して、70%の児童が「はい」と回答している。多くの児童が

選んだ好きな理由の選択項目を見ても、児童の外国語の文字への高い関心が見て取れる。児童のそのような思いが学習動機に直結するような指導が望まれる。

以上のように、アルファベットの大文字・小文字にはそれぞれの特徴があり、それを理解し、識別することは、児童にとっては相当難しいことである。それぞれの誤答の特性もよく理解したうえで、アルファベットの52文字を、児童が確実に習得できるようなきめ細やかな指導が必要である。

7. 終わりに

本研究では、筆者が関わる小学校の高学年児童のアルファベットを書く力やアルファベットを書くことについての困難さに焦点を当てた。よって、ここで明らかになったことは必ずしも一般化できるものであるとは言えない。また、結果の妥当性、信頼性を担保する上でも研究方法において改善の余地が認められる。関わって3点を以下に示す。第一に、本調査では、4線を使用せずにテストを実施した。指導の中で4線の使用が無い場面もあり、そのような形態のテストを実施したが、先行研究では4線を使った調査が主流で、比較した場合、本研究は、正確にアルファベットが書けているか、客観的判断材料が足りない側面があると思われる。第二に、一校調査で、調査対象者も一つの学年の児童に限られた点である。今後は他校の児童への調査や他学年への調査、さらにどのような指導を受けてきた児童かなども変数として加え、より多くの児童を対象とした調査を実施していく必要がある。第三に、本研究では、児童個々の特性による文字認識の差は分析していない。特定の児童が特徴的な誤りを出現させていた可能性は否定できず、今後詳細な分析が必要と思われる。

今回この調査から、児童にとって、アルファベットを習得し正しく書くということは、一つ一つの文字の違いを理解し、識別し、書けるようになるという、何重もの難しさが存在することがわかった。今回の研究や今後のさらなる発展的な研究を通じて、今後は児童のアルファベット習得により効果的な指導への示唆を導き出したい。

8. 謝辞

本研究を進めるにあたり、御指導をいただいた奈良教育大学教職大学院教授の前田康二先生、テストやアンケートの実施に御協力いただいた小学校の校長先生並びに教職員の先生方、回答してくれた5年生の児童全員に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

引用文献

文部科学省「小学校学習指導要領」（平成29年告示）

文部科学省（2017）『中学校学習指導要領（平成29年公示）解説 外国語活動・外国語編 開隆堂出版

岡本夏木（2005）「話しことばと書きことば」『コミュニケーション障害学』第22号, pp.195～198

川井一枝・栄利滋人・鈴木渉（2020）「小学校第6学年の児童を対象とした書く活動の報告 ―ワークシート・質問紙・観察に基づいて―」『小学校英語教育学会誌』第20巻01号pp.52～67

辻伸幸（2023）「中学校入学時における生徒が有する英語の文字習得上の課題」和歌山信愛大学教育学部紀要 第4巻 pp.1～10

松本由美・大友美奈（2021）「小学校外国語活動における文字指導教材活用の試案」玉川大学教育学部紀要 第21号 pp.113～132

アレン玉井光江（2010）『小学校英語の教育法 理論と実践』大修館書店

アレン玉井光江（2006）「小学生のアルファベット知識について」『ARCLE Review, 1 pp. 72～81』https://www.arcle.jp/research/books/data/html/data/pdf/vol_1_4_-2.pdf 2023年12月22日閲覧

（資料1）アルファベットの書き取りテスト用紙

*アルファベット 大文字・小文字を書いてください

出席番号（ ）

1 大文字 小文字 				
2 大文字 小文字 	3 大文字 小文字 	4 大文字 小文字 	5 大文字 小文字 	6 大文字 小文字
7 大文字 小文字 	8 大文字 小文字 	9 大文字 小文字 	10 大文字 小文字 	11 大文字 小文字
12 大文字 小文字 	13 大文字 小文字 	14 大文字 小文字 	15 大文字 小文字 	16 大文字 小文字
17 大文字 小文字 	18 大文字 小文字 	19 大文字 小文字 	20 大文字 小文字 	21 大文字 小文字
22 大文字 小文字 	23 大文字 小文字 	24 大文字 小文字 	25 大文字 小文字 	26 大文字 小文字

日本国憲法の信教の自由・政教分離規定と イスラム法に関する国会の質問答弁の研究

Study of the question statement of the Diet of the Constitution of Japan
on freedom of religion, separation of politics and religion rule and Islamic law

小 宅 理 沙 ・ 今 井 慶 宗
Risa KOYAKE & Yoshimune IMAI

要旨

本研究は、日本国憲法体制下においてイスラム法が国会においてどのように議論されているかを明らかにする。わが国においては、日本の国家機関がイスラム法に関して、日本国憲法第20条第1項や第3項あるいは第89条に抵触する可能性はあまり高くない。しかし、私人間の行為が、日本国憲法第20条第2項に関して問題となるケースは国際化の進展に伴って増加することが想定される。国会両院の本会議・委員会等におけるイスラム法に関する議論を抽出し、現行憲法体制下において、国会の議論に表れている意義、その取り上げられ方の変遷などについて検討する。

Keyword：信教の自由 政教分離 イスラム法 日本国憲法

I はじめに

わが国の国会において現行の日本国憲法の下におけるイスラム法が取り上げられることは極めて少ない。日本国憲法は第20条第1項で「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、第2項で「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」、第3項で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定し、第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定しているように、法や行政が宗教に介入することに極めて抑制的であることも一因と考えられる。

本研究は、イスラム法に関する議論について、現行の日本国憲法体制において国会においてどのように議論されたかを明らかにする。イスラム法について、わが国の国会の議論に焦点を絞ったものは管見の限り見当たらない。日本国憲法施行以降から令和4年度末までの国会両院の本会議・委員会等におけるイスラム法に関する議論を抽出し、日本国憲法体制下において、そこで表れている意義、その取り上げられ方の変遷などについて検討する。

II 研究の視点および方法

国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている国会の会議録に基づいて

項目ごとに整理し分析する方法で研究した。

国会の会議録に基づいて政策を研究するという性質上、個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。さらに、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

Ⅲ 国会における議論

以下、国会における議論について明らかにする（一部要約）。

1. イスラム法一般

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京大学東洋文化研究所教授）が「ムハンマドの行動に現在のイスラム法の起源、もとがある。この時期ムハンマドがしたこと、言ったことが人間がどう生きるべきかということの指針であるイスラム法の判断基準になっている、そういうふうに考えることができる」と陳述している¹⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）が「イスラム法の現代化というのが大きな課題になっている。イスラム法というのは、イスラムの法であるので経典コーランをもとにしてつくられているが、これもイスラム世界の共通項としてあるが、イスラム法は前近代のかなり安定した時期に安定した形をしていたので、近代に入ったところでもかなりそごが出てきた。出てきた当時、19世紀から20世紀前半は、もうイスラムは古いという議論が専らだったが、実際には、イスラム法は柔軟な解釈ができるので現代化できないということは全然なく、20世紀半ばぐらいから現代化の努力が非常に続けられている。以前は西洋の法律を移植することが専らだったが、そうであると、どうしても現地の文化とのそごがあるので、近代的なものとイスラム的なものを合わせたものという努力が非常に進んでいる。しかし、まだまだ時間がかかる。それで、イスラム世界は割合一体感があるが、コンセンサスを大事にするので、イスラム諸国会議機構でも多数決はとらない。全部コンセンサスでいくが、そのかわり時間がかかるので、イスラム法の現代化もそんなスピードでは進まない。加盟国間の紛争防止である。イランとイラクの戦争にしても、まだあちこちにある国境紛争にしても、こういう問題が、イスラム諸国は、イスラムはみんな共同体だ、同胞だと言いながらも、国のメンバーの間でかなり紛争があるので、これを何とかしなければいけない。それで、イスラム諸国会議機構は国際イスラム司法裁判所を昭和62年に設置することに決めたが、それがもし設置されればイスラム諸国の間の調停はイスラムの法に従ってすることも可能になるが、まだ実際には設置されていない」と陳述している²⁾。さらに参考人（東京大学東洋文化研究所教授）は「神を超えて、人間中心主義という考え方はイスラム世界にはもちろん入ってくる。それは、いわば西洋化であり、西洋思想のイスラム世界への導入であったが、それに対する反発、つまり、やはり神中心、イスラム法は神の意思をどう人間が理解するかということだと理解しているが、まだまだ神を中心とした法体系あるいは社会の秩序を模索しているから、神を一切超えて人間中心の学問を輸入しようとした日本人にはなかなか理解できないという側面がまだある。もう一つの大きな考え方は、イスラム法をどういうふうに理解するか。その法手続に関していろいろな意見がある。それが学派と呼ばれているイスラム法の法学派であるが、大変厳しくコーランと預言者ムハンマドの言行、言ったこと、行ったことだけに依拠すべきだというような考え方から、もっと自由に法学者たちが神の意思をそんたくして、こう

ということが大体神が考えているのではないかと議論の結果、合意すればいいという考え方でさまざまである。その中にシーア派も一つの法学派として存在しているのが現実で、必ずしも圧倒的に違うという意識よりは、むしろ共通項の方を尊重したいと思っている。しかし、一方で、イスラムは国民国家を超えている存在である。つまり、イスラム法は国家が定める法律ではないので神の意思に基づいているから、国家の枠組みにはとらわれていない、そういう意味では一種の国際法である。それに対して、18世紀以来ヨーロッパ諸国が発展させてきた国際法とは全く性格が異なっている。したがって、この2つの国際法が決して一致することはあり得ない。そういう意味では、ヨーロッパ中心の国際法とイスラム法は、かなり矛盾した、なかなか合致することができない。その辺がこれから世界にとって、ヨーロッパ中心の国際法も変わらなければいけないし、イスラム法も変わらなければいけないと考えている」という陳述がある³⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）は「イスラム法はもっと現代化しなければいけない側面もあるが、少なくとも前近代においてはイスラム法は世界的な法として非常に有効に機能してきた。むしろ国際法についても、かつてはイスラム世界の方が西洋よりも先進的だったという自負があるので、いろいろな共通する部分もたくさんあると思うが、やはり考え方において紛争になるような、対立するような側面もあって、そのときに今の国際法の方が正しく、イスラム的なものは時代おくれで間違いだと言っても納得しない部分はやはりあると思う。そこの主張では、彼らはもう少しイスラム法、あるいはイスラム世界の主張を国際社会全体が取り入れてくれるべきだというような、場合によってはそこが摩擦になる面もある」と陳述している⁴⁾。参考人（東京大学東洋文化研究所教授）が「イスラムの本当にイスラム法だけを純粹に考えていったときには、男も女も全く同じ人間として存在している、また契約の主体である。しかし、地域地域によってさまざまな男女のあり方があるということになると思っている」という陳述している⁵⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）が「近代あるいは現代社会の問題はかなり複雑で、イスラム法を持ってきたらほんとと答えが出るというわけにいかないので、世界そのものが激動しているのに対応してなかなかコンセンサスが決まらないことはある」と陳述している⁶⁾。参考人（東京大学東洋文化研究所教授）は「酒を飲んで酔ったら礼拝に行ってはいけないという神の文言もあるし、酒を飲むことは悪魔のわざだという神の言葉もあるし、一体、神は我々に泥酔を禁じているのか、酒飲むこと自体を禁じているのか、なかなか難しい議論がそこから出てくる。それをめぐってさまざまな議論が当然ある。それは一つの例であるが、実に多義的に解釈されて、それをめぐってイスラム法学者たちがさんざん議論をしている。しかし、全体として見ればそれは個々の1つ1つの細かな議論であり、それが1つの学派、法学派をつくる基礎にはなっているが、それでもって主義主張、イデオロギーの対立ということはなかなか起きてはいない、あくまでも法学をめぐる細かな議論として存在していると理解している」と陳述している⁷⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）は「結婚契約を結んでいる男女の間の性行為以外の性行為はすべて不合法だというのがまずイスラムの立場である。したがって、普通の男女関係でも結婚していなければ許されないという考え方をするので、当然同じ性の、同性同士の関係についても非常に否定的である。それはまず一般的な原則である。イスラムというと、法のそういう解釈が厳しいというのが戒律が厳格だというようなイメージが非常にあるが、その一方で、イスラム法の原則という非常に大事なものとして、隠されて

いる悪事をばらしてはいけないということがある。つまり、例えば自分が何か悪いことをしていても、それをしていると言うことは別な罪を構成する。神が隠したものをあらわにすることはできない、なぜならば社会的に悪影響があるということである」と陳述している⁸⁾。

平成14年4月3日国会参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京都立大学人文学部教授）が「世界はアッラーによって、神によって創造された、いつか終末を迎える、その終末に最後の審判が行われ、そこで、現世においていいことをした人間、このいいことというのはイスラム法的、イスラム的な視点からいって善いことという基準になるが、善いことをした人間は天国に行けるし、悪いことをした人間は地獄に行くという世界観、若しくは死生観というか、死と生をどう考えるか、そのとらえ方が前提になる」と陳述している⁹⁾。

平成14年6月5日衆議院法務委員会では質問の中で「アフガニスタンの人で、イスラム法では他人に裸を見せることは死に値するのが、大勢でふろに入らされる、これは拷問だと言う」というものがある¹⁰⁾。

平成14年11月15日衆議院外務委員会では参考人（財団法人中東調査会上席研究員）が「サウジアラビアという国は、ワッハーブ派というイスラムの復興主義、イスラム原理主義と一般に使われているが、そういうところで国が成り立っている国で、現状そこには憲法もない。基本法という形であるが、議会も、まさに決議をできない諮問議会という形である。民法、刑法においては、イスラム法、シャリーアというものを適用している状態で、欧米的な民主化というレベルで見ると、かなり差がある」と陳述している¹¹⁾。

平成16年2月18日参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）が「イスラム圏で一番難しいのはイスラム法と、それから世俗の法律、国会で通過する通常の法律との関係である。イスラム法の中身は、民法とか憲法とか普通の法律で、非常に伝統的なものであるから、しばしば重複してしまう。矛盾してしまう。考え方としては3つぐらいあり、1つは、イスラム法を基準にして、それと矛盾しない範囲でほかの立法行為も国会でやりなさい、イランのようなケースはこれに近いと思うが、イスラム法が優位であるという主張である。もう1つは、世俗法が優位であって、イスラム法というのは世俗法に矛盾しない範囲でやってもよろしい。これは多くのイスラム圏の国家はこういう構成を取っていると思う。実態としてはこの中間もあり得ると思う。契約を結ぶときに世俗法に従って契約を結ぶと思うが、相手によってはイスラム法を準拠していて、イスラム法の考え方で行動している伝統的な人たちもいるから、法の概念を明確に、こちらで文脈を理解していれば、相手は法に従おうと思っているわけで、その点は、こちらが十分調査すれば、約束が予期しない形でほごにされてしまうことは防げるのではないか」「イスラム圏はイスラム知識人という人たちがいて、大抵イスラム法を研究した知識人である」と陳述している¹²⁾。

平成16年3月11日衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会では防衛庁長官が「イスラム法の世界で、日本と同じような感覚で必ずしもいけるかどうかはわからない」と答弁している¹³⁾。

2. 国家統治

平成14年2月27日参議院国際問題に関する調査会で参考人（拓殖大学海外事情研究所教授）は「普

通は、イスラム世界ではウラマーというイスラム法とか何かを操る知識人たちが大変な力を持っている。しかし、アフガニスタンは部族社会から近代国家になる転換期の時期にウラマーを国王、王権の下に置くという政策を断行する。イスラム法から見ると、国王がやっているその政策がいいとか悪いとかと一切干渉させない。あるいはウラマーの意見を聞く。しかし、最終的判断は国王そのものが下す」と陳述している¹⁴⁾。

平成14年11月26日衆議院安全保障委員会では参考人（財団法人国際開発センターエネルギー・環境室主任研究員）が軍閥指導者たちの中には「地域によっては、ターリバン時代と同じくらいにイスラム法に基づいた抑圧的な制約を課す司令官が存在している」と陳述している¹⁵⁾。

平成17年3月15日参議院予算委員会公聴会では質問の中で「シャリアと言われるイスラム法を中心に国をつくっていきこうというシーア派に対して、より世俗的なイラクをつくっていききたいというスンニ派、クルドがこれに反対をしている構図」である」というものがある¹⁶⁾。

平成17年6月29日衆議院外務委員会では外務大臣が「今私どもは、1つはイラクの憲法制定が非常に重要であるので、6月、東京でイラクの国会議長をはじめ10名近い議員を招き、そこで、インドネシアやあるいはマレーシアの法学者を呼んで、イスラム法の中における憲法とはどういう形があり得るのか、どういう点が問題になってくるのかということを含めて議論をしてもらった」と答弁している¹⁷⁾。

平成17年4月13日衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会では外務大臣が「憲法起草に携わるイラク人の専門家等を5月ごろに日本に呼んで、イスラム国家である例えばアジアのインドネシアとかマレーシアがある、これはイスラムの法典、イスラムの考え方をどうやって憲法の中にうまく映し出しているのか、そういう研究を日本でも随分している人がいるので、そうした考え方等を先方に参考までに情報提供をする、JICAのスキームで協力することを考えている」と答弁している¹⁸⁾。

平成21年4月24日衆議院外務委員会では質問の中で「(パキスタンの) ザルダリ大統領はいろいろなことを約束したが、大統領は、トライバルエリアにあるスワートの地域にイスラム法の導入を条件に政府との和平協定に応じた、こういう報道がある。1つの国に2つの法律を持ち込むことになる、約束を片方が破れば混乱する、そういう状況が今パキスタンにある。しかも、それは首都イスラマバードのかなり近いところまでそういう問題が生じておることに懸念をする」という発言がある¹⁹⁾。

平成21年6月16日参議院外交防衛委員会では参考人（日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会全国理事、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員）が「独裁体制崩壊後の軍閥抗争により崩壊した法秩序をイスラム法により再建し大衆的支持を得て勢力を拡大したのが、いわゆるイスラム原理主義と呼ばれるイスラム法廷同盟、UICであった」と陳述している²⁰⁾。

令和元年6月18日参議院外交防衛委員会では質問の中で「イスラム法というか、ベラヤティファギーというイランの体制の下においては、高位のマルジャー・タクリードが発したファトワーについては、これをひっくり返すということはない」というものがある²¹⁾。

3. イスラム法研究

平成3年3月29日参議院予算委員会では文部大臣は「国際大学は中東研究所においてイスラム法の

基礎研究が行われている」と答弁している²²⁾。

平成19年12月5日参議院国際・地球温暖化問題に関する調査会で参考人（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は「東京大学法学部の比較法部門がある。古くはローマ法、新しいところだとEU法からイスラム法まで全部ある」と陳述している²³⁾。

4. 軍事

平成14年2月20日参議院国際問題に関する調査会で参考人（静岡県立大学国際関係学部助教授）は「イスラム世界では、外部の敵が軍事力でもって侵入してきたときにはこれは撃退する、イスラム世界を守るのは、これはイスラムの宗教的な義務であるというイスラム法の古典的な解釈もあるので、アメリカがイスラム世界に軍事的に乗り込んでくることについては、宗教的な感情からでもこれはやはり容認できないということだと思う」と陳述している²⁴⁾。

令和元年6月18日参議院外交防衛委員会では質問の中で「イラン革命の直後、昭和54年、ホメイニ師自身がそれまでシャーの政権の下で行われていたテヘランでの核の施設を自ら暴露して、そして大量破壊兵器、特に核兵器については非戦闘員を巻き込むのでイスラム法上禁止されていると明確に述べていて、その後、イランにおいては核兵器の製造は国是として反対していると理解している」と発言している²⁵⁾。

5. 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）

平成8年4月11日参議院法務委員会では法務大臣官房司法法制調査部長が「我が国の外弁法においてはいわゆる第三国法という言い方はしていない。アメリカの人が、それではギリシャ法が得意かあるいはイスラム法が得意かと言ってもそれは判断のしようがない、それを担保する制度がない」と答弁している²⁶⁾。

6. 犯罪・刑罰・共謀罪

平成18年5月16日衆議院法務委員会では外務大臣政務官が「ラトビア及びサウジアラビアについては、本条約（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約）第5条3に基づき、国際連合事務総長に対し、自国の国内法上合意の内容を推進するための行為が求められる旨の通報をしていると承知している。これらの国の国内法では、具体的規定ぶりについて、両国所在の我が国大使館を通じて鋭意調査を行った結果、以下のとおりである。サウジアラビアについては、イスラム法の原則に従い、処罰されるためには何らかの行為が必要であるとの回答を得た。しかし、具体的にどのような行為が必要であるかについては、十分な説明を得られていない」と答弁している²⁷⁾。

平成18年10月20日衆議院法務委員会では質問の中で「共謀罪など謙抑的にきちっとつくって、条約に入る工夫も考えていいと思う。各国でどうしているのかは大事である。イスラム法の国であるとか、アフリカはどうなっているのかとか、アジアはどうなっているのか、外務省に聞いても、さっぱりわからない」というものがある²⁸⁾。

平成28年5月12日参議院外交防衛委員会では外務大臣が「イスラム法にのっとった独自の法体系あるいは刑罰制度を有する国は存在する」と答弁している²⁹⁾。

7. 水の管理

平成24年2月22日参議院国際・地球環境・食糧問題に関する調査会では参考人（帝京大学経済学部教授）が「ソ連が成立した大正13年の段階では、中央アジアの水管理の問題は、それ以前の伝統

的なイスラムの法律に乗った形の水管理法はかなり蓄積されていて、それをソ連自身が非常によく研究して、それを適用しようという時期があった。それが、スターリンが非常に力を持つようになった1930年代ぐらいからこれが事実上消えたが、現在再び、これにかなり水が足りないところでの水管理の知恵があるのではないかということで、中央アジアの行政官あるいは水の問題をやっている人がそういうものを掘り起こして、今もう一度それが使えないかというような動きがある」と陳述している³⁰⁾。

8. 借地権・共有

平成16年2月6日参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会では防衛庁長官が「イスラム法において借地権をどう考えるかというようなこともある」と答弁している³¹⁾。平成16年2月9日衆議院予算委員会でも防衛庁長官が「イスラム法に共有という概念があるかどうか知らない」と答弁している³²⁾。

9. イスラム金融

平成19年2月28日衆議院財務金融委員会では日本銀行総裁が「金融のグローバル化の新しい現象として、イスラム金融、イスラムの教えと両立するシャリーア・コンプライアント・ファイナンスと言っているが、これが近年急速に発展を遂げている」と答弁している³³⁾。

平成19年2月28日衆議院財務金融委員会では質問の中で「イスラム金融というのがある。イスラム法に基づく金融制度であり、イスラム教の教え、コーランから出ており、利息は不労所得として禁じており、資金や労力を出し合って一緒に働く協業を奨励する。銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共同で事業に投資をし、収益を分け合う。イスラム教が禁止する事業には投資できないとか、イスラム法学者が事業の適格さを点検する」というものがある³⁴⁾。

平成19年4月18日衆議院内閣委員会では質問の中で「イスラム金融とは、コーランの教えに従ってイスラム法に基づく金融制度であり、利息は不労所得として禁じている。資金や労力を出し合って一緒に働く協業を奨励するということで、銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共同で事業に投資し、収益は分かち合う制度である」というものがある³⁵⁾。

平成19年4月24日衆議院内閣委員会では国際協力銀行総裁が「イスラム教の教義に従って行うイスラム金融という形でも大きく急拡大をしているから、日本を含むアジア地域でもイスラム金融に対して関心を高め、これとの接触を持つ必要が出てきていると考えて、国際協力銀行では、現在、イスラム金融に関する情報収集や国内外のネットワーク構築に努めている。既に、イスラム法学者を定期的に招いて研究会を開催し、あるいは、日本の法人としては初めてイスラム金融サービス委員会にオブザーバー会員として加盟をする、あるいはイスラム金融サービス委員会と共催で日本でイスラム金融セミナーを開催する等々の努力をしている」と答弁している³⁶⁾。

10. 家族法

平成12年4月18日参議院法務委員会では質問の中で「イスラム法は7世紀にできた宗教であるが、4人の妻をめとることが許されるのは、戦争がきっかけだったそうである。夫が足りなくなって女性が残っているので、社会福祉的な見地から女性を4人まで妻としてめとることができる。ただし、権利も義務も平等に背負うことで、どの妻もすべて同じように扶養し、同じように愛し、これは肉体的にも社会的にも精神的にもという意味であるが、待遇できることを前提としてということで

あった」と触れている³⁷⁾。

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京大学東洋文化研究所教授）が「イスラム諸国の中で産児制限がどう問題になっているか」というと、何年前、カイロで世界人口会議が開かれて、イスラム世界の国レベルも、それからイスラム世界のウラマーと呼ばれているイスラム法の専門家たち、学識者たち、意見が真っ二つに分かれた。産児制限をすることはイスラム法から見て合法であるという考え方と、それは違法であるという考えと真っ二つに分かれて、ついに意見の統一はできなかったのが現状である。女性の性器の削除の問題、イスラム法では割礼は勧められている。しかし、女性についての割礼は厳密には根拠はない。したがって、法学者による意見がばらばらである」と陳述している³⁸⁾。

平成23年3月9日衆議院法務委員会では質問の中で「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）は欧米中心であるので、特に日本人が国際結婚しているアジアの諸国とか、イスラム圏は、イスラム法によれば離婚したら親権は夫と決まっているので、そこに争いの余地がないということで、ハーグ条約は絶対に加盟ができないというか、そもそも前提が違うということで、例えばイスラム圏、トルコは例外的に入っているらしいが、そうしたところに関しては加入も難しいと聞いている」というものがある³⁹⁾。

11. 女子差別撤廃条約

昭和59年7月24日衆議院社会労働委員会で外務大臣官房審議官は「イスラム文化圏で今のところこの条約（女子差別撤廃条約）を批准したのは、いまだエジプト1か国だけである。かつ、エジプトはイスラムシャリーア法という規定の運用上、留保している」と答弁している⁴⁰⁾。

昭和60年6月18日参議院外務委員会では「批准している国の中にはバングラデシュとかインドネシアとかイスラムの宗教を信じている国が若干ある。イスラム法の中にはかなり男女の差別をしているような法文があると理解しているが、そういう国は何ら留保なしにこの条約（女子差別撤廃条約）を批准しているのかどうか」という質問があり、外務省国際連合局長は「回教国の場合にはコーラン及びモハメッドの言行録に基づくシャリーア法、イスラム宗教法であるが、それとこの条約の規定との抵触の問題がある。バングラデシュは、この条約の総則の第2条、締約国の措置を定めている第2条、それから第13条（a）、これは家族給付であるがその項目、及び第16条1項（c）、これは婚姻中及び離婚の際の男女の権利と責任の問題である。それから（f）項、これは子供の後見及び扶養の関係であるが、これに留保をしている。インドネシアもこの条約に留保しているが、インドネシアが留保しているのは第29条の紛争解決の条項であり、シャリーア法に基づく留保ではない。なお、回教国としてはエジプトがこのシャリーア法の関連からと思うが、子の国籍についての9条2項の父系主義のところ、それから夫婦間の公正なバランスを確保するため、女子に対しその配偶者の権利と同等の権利を付与している、シャリーア法の規定の適用が妨げられないようにという理由を付して第16条に留保していて、これはシャリーア法の観念からいくと、一般的に言うとな女性は家に、男は社会にという観点からの留保である」と答弁している。また質問で「この条約の第29条第2項に「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない」とあるが、シャリーア法の夫婦の関係についての留保はこの条約の趣旨及び目的と両立しないような気がする」というものがある⁴¹⁾。

IV 考察とまとめ

イスラム法は日本の法律ではなく、日本国憲法の体制下でどのように取り扱われるべきか、必ずしも明らかではない。日本の国会で取り上げられるときは日本と利害関係のある内容が取り上げられるので、取り上げられ方に偏りが生じる。上述のように、これまで日本の国会では、イスラム法一般、国家統治、イスラム法研究、軍事、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、犯罪・刑罰・共謀罪、水の管理、借地権・共有、イスラム金融、家族法、女子差別撤廃条約で取り上げられてきている。

イスラム法は日本国憲法体制と両立するものとそうでないものがある。イスラム法に関しては国会議員もあまり多くの情報を有しているわけではないことが窺われる。イスラム法に関する本質や深い内容は参考人の陳述によるものが多い。

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会での参考人陳述のように「イスラム法は神の意思をどう人間が理解するかということだと理解しているが、まだまだ神を中心とした法体系あるいは社会の秩序を模索しているから」「なかなか理解できない」というのが日本人の多くの捉え方であると考えられる。

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会では複数の参考人がイスラム法に関して陳述しているが、「ムハンマドがしたこと、言ったことが人間がどう生きるべきかということの指針であるイスラム法の判断基準になっている」「イスラム法というのは、イスラムの法であるので経典コーランをもとにしてつくられているが、これもイスラム世界の共通項としてあるが、イスラム法は前近代のかなり安定した時期に安定した形をしていた」というものがある。ムハンマドの言動が基準であり、前近代の社会の変動が少なかった時期に原型ができたことが分かる。さらに「イスラム法の現代化もそんなスピードでは進まない」が、一方で「イスラム法は柔軟な解釈ができるので現代化できないということは全然」ないことも表明されている。

平成14年11月15日衆議院外務委員会での参考人（財団法人中東調査会上席研究員）陳述はサウジアラビアについてとりあげ「ワッハーブ派というイスラムの復興主義」で国が成り立っていること「そこには憲法もない」「議会も、まさに決議をできない諮問議会という形である。民法、刑法においては、イスラム法、シャリーアというものを適用している状態で、欧米的な民主化というレベルで見ると、かなり差がある」として欧米を中心とする民主主義諸国との憲法体制・政治体制の差を強調している。当然、日本国憲法体制とも大きく異なることを含意していると考えられる。

平成19年2月から4月にかけてはイスラム金融について取り上げられている。イスラム金融とは、平成19年2月28日衆議院財務金融委員会での質問で「イスラム法に基づく金融制度であり、イスラム教の教え、コーランから出ており、利息は不労所得として禁じており、資金や労力を出し合って一緒に働く協業を奨励」して「銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共同で事業に投資をし、収益を分け合う」ことであることが指摘されている（平成19年4月18日衆議院内閣委員会での質問も同旨）。平成19年2月28日衆議院財務金融委員会では日本銀行総裁が「金融のグローバル化の新しい現象として、イスラム金融、イスラムの教えと両立するシャリーア・コンプライアント・ファイナンス」が「近年急速に発展を遂げている」、平成19年4月24日国会衆議院内閣委員会では国際協力銀行総裁が「イスラム教の教義に従って行うイスラム金融という形でも大きく急拡大をしてい

るから、日本を含むアジア地域でもイスラム金融に対して関心を高め、これとの接触を持つ必要が出てきている」とそれぞれ答弁しているが、日本銀行と国際協力銀行のこれら考え方は事実上日本政府の考え方であったと言えるであろう。

女子差別撤廃条約に関しては昭和60年6月18日参議院外務委員会での質問で「シャリーア法の夫婦の関係についての留保」が「条約の趣旨及び目的と両立しない」ことが指摘されている。欧米中心の人権思想と宗教の教義が抵触しやすい場面であると言えよう。

法律等の優先関係については複雑な様相を呈している。平成16年2月18日参議院国際問題に関する調査会での参考人（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）陳述のように①「イスラム法を基準にして、それと矛盾しない範囲でほかの立法行為も国会」ですするというイスラム法優位、②「世俗法が優位であって、イスラム法」は「世俗法に矛盾しない範囲でやってもよい」、③「実態としてはこの中間」という3つに大別できるであろう。

イスラム法やイスラム法における国家統治に関する研究は日本においては盛んであるとはいえないが、日本における研究機関として、東京大学東洋文化研究所、国際大学中東研究所、東京大学法学部（比較法部門）が具体名として挙げられている。イスラム金融など多くの分野でイスラム法が登場しているので、社会事象に対応する法規範の存否やその解釈など、研究が深められていく必要があると考えられる。

水管理は伝統的な問題である。平成24年2月22日参議院国際・地球環境・食糧問題に関する調査会で参考人が、「伝統的なイスラムの法律に乗った形の水管理法はかなり蓄積されて」いたこと、「ソ連自身が非常によく研究して、それを適用しようという時期があった」こと、平成24年当時「中央アジアの行政官あるいは水の問題をやっている人がそういうものを掘り起こして、今もう一度それが使えないかというような動きがある」と指摘しているように、体制の如何に関わらずイスラム法に基づく水管理の有用性があることがあらわされている。

イスラム法は家族法にも大きな特徴がある。平成12年4月18日参議院法務委員会の質問で明らかに、イスラム法は「4人の妻をめとることが許される」こと、それは「権利も義務も平等に背負うことで、どの妻もすべて同じように扶養し、同じように愛し、これは肉体的にも社会的にも精神的にもという意味であるが、待遇できることを前提として」であること、戦争がきっかけで「夫が足りなくなつて女性が余っているので、社会福祉的な見地から女性を4人まで妻としてめとることができる」というものである。昭和60年6月18日参議院外務委員会では外務省国際連合局長が答弁の中で「シャリーア法の観点からいくと、一般的に言うとな性は家に、男は社会にという観点」があることを指摘している。

令和元年6月18日参議院外交防衛委員会では、イスラム法（ただしこれはイランのベラヤティファギーの体制の下に限定したこともとれる）では、高位マルジャー・タクリードが発したファトワーは、これが覆されることはないという発言があり、欧米を中心とする法体系とは著しく異なることが分かる。

わが国においては、日本の国家機関がイスラム法に関して、日本国憲法第20条第1項のうち「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」や第3項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」あるいは第89条の「公

金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という条項に抵触する可能性はあまり高くないと考えられる。しかし、私人間の行為が、日本国憲法第20条第2項の「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に関して問題となるケースは国際化の進展に伴って増加することも想定される。

イスラム法に関する国会での質問答弁等を整理し、その動向を検討した。約40年弱分を検討したが、イスラム法の議論は非常に少ないことがわかる。日本においてもイスラム法が、例えば、国際私法の事案をどのように処理すべきかも問題となるであろう。議論がさらに深められ、イスラム法に対する理解が深められることが必要である。

注

- 1) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p1
- 2) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p4
- 3) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p8
- 4) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p9
- 5) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p13
- 6) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p15
- 7) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p17
- 8) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p17
- 9) 平成14年4月3日第154回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第5号p23
- 10) 平成14年6月5日第154回国会衆議院法務委員会会議録第16号p19
- 11) 平成14年11月15日第155回国会衆議院外務委員会会議録第5号p7
- 12) 平成16年2月18日第159回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第4号p7
- 13) 平成16年3月11日第159回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会会議録第8号p14
- 14) 平成14年2月27日第154回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第4号p4
- 15) 平成14年11月26日第155回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号p2
- 16) 平成17年3月15日第162回国会参議院予算委員会公聴会会議録第1号p22
- 17) 平成17年6月29日第162回国会衆議院外務委員会会議録第10号p12
- 18) 平成17年4月13日第162回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会会議録第3号p6
- 19) 平成21年4月24日第171回国会衆議院外務委員会会議録第9号p4
- 20) 平成21年6月16日第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号p5
- 21) 令和元年6月18日第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号p11
- 22) 平成3年3月29日第120回国会参議院予算委員会会議録第12号p9
- 23) 平成19年12月5日第168回国会参議院国際・地球温暖化問題に関する調査会会議録第4号p16
- 24) 平成14年2月20日第154回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p13

- 25) 令和元年 6 月18日第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号p11
- 26) 平成 8 年 4 月11日第136回国会参議院法務委員会会議録第 6 号p 7
- 27) 平成18年 5 月16日第164回国会衆議院法務委員会会議録第25号p 9
- 28) 平成18年10月20日第165回国会衆議院法務委員会会議録第 3 号p20
- 29) 平成28年 5 月12日第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号p11
- 30) 平成24年 2 月22日第180回国会参議院国際・地球環境・食糧問題に関する調査会会議録第 2 号p 1
- 31) 平成16年 2 月 6 日第159回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処
に関する特別委員会会議録第 4 号p 6
- 32) 平成16年 2 月 9 日第159回国会衆議院予算委員会会議録第 6 号p14
- 33) 平成19年 2 月28日第166回国会衆議院財務金融委員会会議録第 4 号p26
- 34) 平成19年 2 月28日第166回国会衆議院財務金融委員会会議録第 4 号p26
- 35) 平成19年 4 月18日第166回国会衆議院内閣委員会会議録第13号p18
- 36) 平成19年 4 月24日第166回国会衆議院内閣委員会会議録第14号p12
- 37) 平成12年 4 月18日第147回国会参議院法務委員会会議録第 9 号p21
- 38) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第 3 号p14
- 39) 平成23年 3 月 9 日第177回国会衆議院法務委員会会議録第 2 号p30
- 40) 昭和59年 7 月24日第101回国会衆議院社会労働委員会会議録第27号p26
- 41) 昭和60年 6 月18日第102回国会参議院外務委員会会議録第17号p16

2024年3月31日 発行

奈良保育学院研究紀要 第21号

編集兼発行 奈良保育学院

〒630-8121 奈良市三条宮前町3番6号

Tel (0742) 33-3622

<http://www.shirafuji.ac.jp/gakuin>

印刷所 共同精版印刷株式会社

〒630-8013 奈良市三条大路2丁目2番6号

**BULLETIN
OF
NARA TEACHERS COLLEGE OF EARLY CHILDHOOD EDUCATION**
Volume21

CONTENTS

Basic Childcare Seminars and Specialized Childcare Seminars enabling learners to Acquire Practical Skills
with a Perspective of “Environments” in the Ministry's Childcare Curriculum Guideline

Keiko MASUI & Sayuri SAKAMOTO

Study on child cultural assets and domain “words”

- From question and statement of the Diet about child cultural assets -

Yoshimune IMAI

Difficulties with Writing in the Upper Elementary School Grades

- Focusing on the Fifth-Grade Students' Acquisition of the Alphabet -

Shigeko YUFU

Study of the question statement of the Diet of the Constitution of Japan on freedom of religion,
separation of politics and religion rule and Islamic law

Risa KOYAKE & Yoshimune IMAI